平成20年(2008年)紀北町第2回臨時会会議録

第 1 号

平成20年2月8日(金曜日)

招集年月日		平成20年	三2月8日(金)	
招集の場所		紀北町本庁舎議会議場		
開	会	平成20年2月8日(金)		
応招請	義員			
		2番	中村健之	3番
		4番	家崎仁行	5番

6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倖規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁

近澤チヅル

川端龍雄

12番 平野隆久 13番 島本昌幸

14番 中本 衛 15番 中津畑正量

16番東澄代17番松永征也18番垣内唯好19番奥村武生

20番 東 清剛 21番 谷 節夫

22番 世古勝彦

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副町長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企画課長	中場幹	税務課長	上村晴彦
住民課長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建設課長	山本善久	水道課長	村島成幸
出納室長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿		

職務のため出席者

 事務局長
 中野直文
 書
 記
 大谷眞吾

 書
 記
 上野隆志
 総務課長補佐
 工門利弘

議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第5号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについて

第5 議案第6号 仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和

解について

第6 議案第7号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)

第7 議案第8号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号)

請負変更契約の締結について

第8 沿岸漁業活性化構造改善事業(地域産物展示販売施設)に関する事務の調査に

関する動議

会議録署名議員

17番 松永征也

18番 垣内唯好

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東 篤布君より風邪引きのため欠席との連絡を受けておりますのでご報告いたします。 ただいまから、平成20年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事に入る前に先般の臨時会の運営について、一言お詫びを申し上げたいと思います。議会の使命は地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することであり、それだけに議事の運営について混乱なく円滑にしかも能率的に審議が進められるよう配慮することが議長の職責でありますが、先の臨時会において、議事運営の取り扱いの不手際などからこのまま表決を得るには困難な状態であると判断し、流会にならしめたことに対し深く反省するとともに、ご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。今後においては、議場の秩序保持権並びに議事整理権に基づき円滑なる議会運営に努める所存でありますが、何とぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

また、先般開催された議会運営委員会の場で奥山町長から先の臨時会に関し議会に対するお詫びの言葉が述べられました。以上、お詫び並びに報告といたします。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議事日程朗読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

17番 松永征也君

18番 垣内唯好君のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

議長

それでは、日程第3 諸般の報告を行います。

去る、2月5日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議がなされ、 すでに配布済みのとおり確認いたしておりますので、ご報告申し上げます。まず、本臨時会におい て提案される案件は議案第5号から第8号までの4件でありますのでご了承ください。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてでありますが、平成19年度普通会計の12月分と水道事業会計の12月分について監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ教育委員長その他関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

次に、全員協議会の件であります。先の臨時会において、動議提出の際に臨時会前に全員協議会の開催を要請する旨の発言がありました。そのことについて、議会運営委員会で協議をいただきましたので、協議の経過と結果について、私のほうからご報告させていただきます。

委員会の場に動議が提出された議員がおられましたので、まず、当事者である委員から全員協議会の開催を要請する趣旨を伺い、続いて議長の見解を述べたあとで協議が行われました。委員からは本会議の場において、議会運営委員会の決定に反する動議が提出され成立したことにより、再度議会で諮られるという取り扱いが行われたわけですが、議員は議運の決定については、遵守すべき

ものであり、それができなくなるということは、議運そのものも軽くなると感じます。このような場合、直接に本会議で諮られるのではなく、今後においては、議会内部の意見調整をするため議長の自主的な判断で開かれる全員協議会というものを利用していただくのも一つのやり方ではないかという趣旨でありました。私としては、議会を円滑に運営するための議会内部の自主的な意見調整のために全員協議会の必要については十分認識はいたしておりますし、今後においては、そのような取り扱いもさせていただく考えであります。議案等に関することについては、今回の場合は、先の臨時会に上程された案件と同様の事件であり、審議の様相も明らかになっているというものであることが理事者側にもあることで、理事者側にも全員協議会の開催要請はしていないし、開催の考えがないことの見解を申し上げたものであります。

協議に入り、委員からは意見はなく、異議なしということで、臨時会前の全員協議会は開催しないということで決定をいたしました。

最後になりますが、議会運営員会から議会における執行部の対応についての意見が出され、議長から理事者に対し申し伝えを行うことの確認がなされました。2月6日付けで理事者に対し、要望をいたしましたので、その写しを配布し報告とさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4~日程第7

議長

それでは、議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第5号から日程第7 議案第8号までの4件については、提案者からの提案理由の説明並びに内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明並びに内容説明については一括議題とすることに決定いたしました。それではまず、提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ多数のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

はじめに、去る1月30日の臨時議会が、私どもの説明不足等の不手際で流会となりましたことに つきましては深く反省し、心よりお詫び申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、改めてご審 議を願わなければならないこととなり、重ねてお詫び申し上げます。

それでは、早速ですが、本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明 申し上げます。

議案第5号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについて

でありますが、本件は、お魚らんど海山において、指定管理期間が過ぎても施設を退去せず営業を 続ける山本和氏と小山哲央氏に退去を求めるために、法律に基づく手続きが必要と考え、両人を債 務者として、町が津地方裁判所に建物明渡し断行の仮処分命令申立をした件であります。

その趣旨は、債務者らは債権者に対し、この決定送達の日から5日以内に建物を仮に明渡せとの 決定を求めるというもので、高速道路建設に伴い当施設の早期退去の必要があり、本訴訟になれば 長期化することが懸念され、そうなりますと国は土地収用法の手続きに移行することとなり、高速 道路の早期実現に支障をきたすことや、地権者に対し多大な迷惑をかけること、また、紀北町民を はじめ多くの関係者に著しい損害を与えることになることから申立をした次第であります。

その結果、裁判所は町の主張である債務者らが本件施設を占有する権原が存在しないことや、高速道路建設の円滑な実現や本件施設の地権者を含んだ事態の混乱を回避するために早期解決が必要であることは認められたものの、建物明渡し断行の仮処分命令の発令には至らず和解勧告という方法が示されました。

本件の審尋において、町の主張として指定管理者制度による協定書を締結していることや、展示許可を1年毎に期限を切って町が管理してきたこと、期間中の許可の取り消しではなく期間満了に伴う取り消しであり、指定管理者制度への移行も、期間満了後、当施設を廃止することを指定管理者の了解のうえで進めてきたことから、債務者らには補償金的なものは支払う根拠がないと主張してまいりましたが、裁判所の判断は、債務者らは、長年にわたり本施設での営業を続けていたとされたことや、また、行政財産本来の用途に供するためでなく、それ以外の公益上の理由から使用許可を取り消される場合は、補償を行うことが相当な場合が多いものとしたうえで、当施設は、これまでの経緯に特殊性があり、行政財産の使用許可の取り消しに準じた配慮が相当であるとされました。

これまで、町の考えとして参入業者には補償金的なものは支払う根拠がないという考えでありましたが、今回の仮処分命令申立の結果、その主張が認められず、補償を根拠とした和解金を支払う方法が示されたことになり、このことにつきましては、法の解釈や仮処分命令の必要性の判断に認識の相違があったものであり、こういう結果となりましたことを関係する方々や議員の皆様にお詫び申し上げます。

この結果を受け入れるかどうかの町の判断といたしましては、裁判所の判断は、両者の主張をきく範囲において緊急性を認めての仮処分命令の発令は難しいとして、和解金を伴う和解案が示されたものと受け止め、和解には補償金相当の和解金の支出が生じることになりますが、早期解決して地権者との混乱を避けることや、町が国から当施設の移転補償を全面的に受けることが重要であることから、町として受け入れるべきと判断いたしました。

以上のことから、裁判所の和解勧告に基づき和解するにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解についてでありますが、本件は、指定管理期間の期限をもって退去した島本昌氏から山本和氏や小山哲央氏と同様に解決金の配慮をしてほしいという申立のあった件ですが、解決金の算定方法について十分説明ができなかったことで、議員の皆様には、大変ご迷惑をかけることになりました。島本氏に対しては、裁判所の債務者らと均衡を失することのないよう相応の配慮をすることが適当であるという提言もありましたように、私といたしましても、島本氏はこれまで長年にわたり債務者らと同様に当施設に携わってきたことであり、島本氏の解決金の要求に対しても応える必要があると考え、その額を定め和解を成立させたく議会の議決を求めるものであります。

額の算定につきましては、この後、議案説明の中で担当課長に説明いたさせますが、前回提案しました所得の算定額において、島本氏は、当施設での近年の年間売上額は他の2者と遜色のなかったこともあり、確定申告において所得の上がっていた平成17年度をもとに算出しましたが、算定額を和解勧告の額の算出根拠に合わせる形で見直しをした結果、減額の変更をさせていただきました。このことにつきましても、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第7号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)

につきましては、議案第5号と6号にかかるものでありますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,659万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億435万6,000円といたしたいので、議会 の議決を求めるものであります。歳出の内訳といたしましては、総務費でお魚らんど海山にかかる仮処分命令申立事件の代理弁護士委任委託料63万円、3者に対する和解金及び解決金1,441万円で、合計1,504万円の増、農林水産業費で、昨年10月からのお魚らんど海山維持管理経費として、155万1,000円の増であります。また、その財源として、歳入の諸収入にお魚らんど海山の移転補償金1,659万1,000円を充当いたしております。

議案第8号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号)請負変更契約の締結 について

本議案につきましては、平成19年8月30日に入札執行し、9月議会定例会におきましてご可決いただき、紀北町海山区便ノ山518番地2 谷建設有限会社 代表取締役 谷 晃史と契約締結いたしましたこの工事につきまして、設計変更の必要が生じましたので、当初契約額5,361万3,000円から918万1,200円増額して6,279万4,200円とするにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、4議案につき、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当 に説明いたさせます。何とぞ、慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げま す。

議長

続いて担当課長より各議案についての内容説明を求めます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

皆さん、おはようございます。議員の皆様には先の臨時議会におきましては、説明不足と大変ご 迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。また、今日、少し声がかれておりますの でお聞き苦しい点があると思いますがご了承ください。

それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについて、

紀北町(債権者)と山本和・小山哲央(債務者)との間で紛争中の平成19年(ヨ)第74号仮処分命令申立事件について、下記のとおり和解するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 相手方 紀北町海山区矢口浦1094番地43

山本 和

紀北町海山区島勝浦379番地

小山哲央

2. 和解の概要

和解条項

- (1)債務者らは、債権者に対し、本件施設の管理に係る協定が、平成19年9月30日指定管理期間満了により終了したことを確認する。
- (2)債権者は、債務者らに対し、本件施設の明渡しを平成20年3月12日まで猶予し、債務者らは、 債権者に対し、同日限り本件施設を明け渡す。
- (3)債権者は、債務者山本和に対し、同債務者が前項の明渡しをしたときは、本件和解金として 金671万円の支払義務があることを認め、明渡しの日から1週間以内に、これを債務者ら代理 人名義の口座に振り込む方法で支払う。
- (4)債権者は、債務者小山哲央に対し、同債務者が第2項の明渡しをしたときは、本件和解金として金483万円の支払い義務があることを認め、明渡しの日から1週間以内に、これを債務者ら代理人名義の口座に振り込む方法で支払う。
- (5)債権者と債務者らは、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相 互に確認する。
- (6) 申立費用は各自の負担とする。

平成20年2月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

本件については、緊急医療や安心安全のまちづくり、地域の活性化に不可欠である高速道路の整備を混乱なく早期に図ることが、地域住民はもとより東紀州地域全体の永年の悲願であること。また、町は本件施設の地権者から明渡しを強く要求されていること等から、早期解決が関係者にとって利益になるところであり、住民にとっても望ましいと考えられるので、和解金を定め和解を成立させたく提案するものであります。

3ページの資料1をお願いします。和解勧告ですが、今年1月7日に津地方裁判所から提出された ものでございます。その写しでございます。4ページの和解勧告のところを少し読ませていただきま す。

2 和解勧告

(1)債務者らの本件施設の利用関係をみるに、前記のとおり、債務者らが組織する「お魚らんど 海山グループ」の指定管理期間は終了しているのであるから、現時点において、債務者らが本件施設 を占有する権原は存しないといわざるを得ない。

もっとも、行政財産を公用若しくは公共用に供する必要が生じ、その使用許可が取り消される場合には、工作物等の移転料や営業補償といった付随的損失に対しては、補償を要する場合も少なからずあるところであり、とりわけ、行政財産本来の用途に供するためではなく、それ以外の公益上の理由から使用許可が取り消される場合は、補償を行うことが相当な場合が多いものと解される。本件施設は、平成18年9月1日から指定管理者制度へと変更されているものの、それ以前に長年にわたり行政財産の使用許可により管理運営していたのであるし、指定管理者制度への変更は債務者らに退去を求める中で行われているのであるから、債務者らとしては、かかる制度変更により退去時に不利益を被らないことが当然の前提であると考えられる。そして、本件施設の撤収は、高速道路建設という、本件施設本来の用途とは関係のない公益上の理由によるものであるから、行政財産の使用許可の取り消しであれば補償の要請が高い場合であったといえるところ、上記のような本件の経緯からすれば、その特殊性に鑑み、行政財産の使用許可の取り消しに準じた配慮をするのが相当と解される。

また、本件紛争の早期かつ円満な解決は、高速道路建設の円滑な実現や本件施設の地権者を含んだ事態の混乱回避にもつながり、当事者双方にとって利益になるところである。

そこで、当裁判所は、以上に述べた本件事案の性質等を総合考慮し、債権者が債務者らに対し補償金相当の金員を支払い、債務者らが早期に本件施設を退去することによって、和解による解決を図ることが望ましいものと思料する。そして、債権者が債務者らに支払う具体的金額は、以下のとおり算出した額によるのが相当であるとの勧告でございます。

ここで山本氏についての補償でございますが、所得補償として480万円、商品在庫補償として174万円、器具・備品・資材の補償として300万円、従業員解雇に伴う費用の補償として18万1,800円、合計972万1,800円。国からの補償301万961円を控除しますと671万円となります。

次に7ページ、小山氏についてでございますが、所得補償が394万円、従業員解雇に伴う費用の補償が38万1,361円、引越・備品等の保管費用など諸費用の補償が320万円、合計752万1,361円。国からの補償が269万2,915円ありますので控除しますと483万円となります。

9ページをお願いします。資料2、この表は先ほど申しましたが、補償額の各補償項目の明細でご

ざいます。山本氏については、所得補償が480万円、商品在庫が174万円、器具・備品・資材が300万円、従業員解雇に伴う費用が18万1,800円、合計972万1,800円となり、国からの補償が301万961円で、差し引きしますと671万円となります。

小山氏については、所得補償が394万円、従業員解雇に伴う費用が38万1,361円、引越・備品等の保管費用など諸費用が320万円、計752万1,361円。国からの補償が269万2,915円、差し引きしまして483万円となります。合計で1,154万円でございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

次に10ページをお願いします。議案第6号の説明を申し上げます。

仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解について

平成19年(ヨ)第74号仮処分命令申立事件の和解に伴い、平成20年1月23日付けで島本昌から紀北町に対し申立のあった解決金を求める事件について、下記のとおり和解するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 相手方 紀北町海山区島勝浦183番地1

島本 昌

2. 和解の概要

和解条項

- (1) 紀北町は島本昌に対し、解決金として金287万円の支払い義務があることを認め、平成19年 (ヨ) 第74号仮処分命令申立事件の債務者らが本件施設を明渡した後、本解決金の契約締結の 日から1週間以内に、これを島本昌名義の指定口座に振り込む方法で支払う。
- (2) 紀北町と島本昌は、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (3) 申立費用は各自の負担とする。

平成20年2月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

本件については、平成19年(ヨ)第74号仮処分命令申立事件における審尋(第5回)の過程において、債務者らと均衡を失することのないよう相応の配慮をすることが適当と考えるとの提言がなされており、申立人との協議の結果、相応の配慮をすることで合意に達したので、解決金を定め和解を成

立させたく提案するものであります。

12ページをお願いします。資料1、申立書、これは平成20年1月23日に島本昌氏から町に対しての申立書の写しでございます。

次に13ページをお願いします。資料2、審尋調書、第5回、この審尋調書の写しでございますが、 平成20年1月10日に行われました第5回の審尋調書の写しでございます。読ませていただきます。

1 平成20年1月7日付け和解勧告の理由を敷衍すると、①本件高速道路の整備は、緊急医療や安心安全のまちづくり、地域の活性化に不可欠で、混乱なく早期に整備をはかることが地元住民はもとより東紀州地域全体の永年の悲願であること。②本件施設の地権者と債権者との間の借地契約の期限がすぎ、債権者は、地権者から明渡しを強く要請され、速やかにこれに応じる必要があることなどの点から、本件紛争の早期解決が望ましいと考えるものである。

なお、債務者らとの間で和解が成立する場合には、債権者は、お魚らんど海山グループの申立外島本昌に対しても、債務者らと均衡を失することのないよう相応の配慮をすることが適当と考えるという写しでございます。

次、15ページをお願いします。資料3、こちらは島本昌氏に対する解決金の明細でございます。所得補償が318万円、商品在庫が6万円、器具・備品・資材が232万円、従業員解雇に伴う費用が18万円、計574万円です。国からの補償が286万5,990円で差し引きしますと287万円でございます。

次、16ページをお願いします。16ページの説明をさせていただきます。今回再提示しております補償の考え方でございますが、町としましてはいろいろと見解が分かれるところでありましたが、明確な補償基準がない中で、島本氏に対する町の補償額を算定するには、やはり、債務者の第2準備書面に対する和解勧告に合わせることが公平性を保つうえで最も適切な対応ではあるのではないかという判断のもとこの資料をつくりました。まず、資料4の左側をお願いします。債務者の第2準備書面を参考に島本氏の希望額を算定についてでありますが、島本氏の要求額の算定は、債務者の第2準備書面の山本氏の補償要求額の試算根拠に合わせて算定しております。それでは、①から説明します。

①廃業した場合の所得補償として5年分とすると、希望額は795万円です。これは平成17年度と平成18年度の確定申告の所得の平均を5倍して求めました。平成18年度の所得は103万8,145円の赤字でございます。今回は平成18年度分を0として算定いたしております。次に、②暖簾代に対する補助ですが、年間売上額が4,459万2,627円の10%とする希望額は446万円になります。次に、③商品在庫に対する補償ですが、確定申告書の損益計算書の期末商品棚卸し高を商品在庫高としておりますので20万円となります。次に、④器具・備品・資材代に対する補償ですが、前回計上しておりませんでした

が、山本氏の要望にも計上されており、今回、島本氏から確定申告における減価償却の未償還残高の資料の提示がありましたので、希望額として採用し927万円としました。次に、⑤従業員解雇に伴う費用の補償ですが、従業員 2 名分の6 ヵ月分の費用が希望額としておりますので、105 万円となります。以上1 から5 までの補償希望額を合計しますと、2, 290 万円となります。

これらの希望額に対し、資料4の右側になりますが、裁判官の和解勧告を参考に補償額を積算しております。これが町の島本氏に対する補償の基準であります。

それでは1から順に説明いたします。①の所得補償の考え方でございますが、裁判所から、廃業せ ざるを得ない場合、所得補償については、公共補償の場合に準じて2年分を認めるのが相当であると 示されておりますので、その考えをもとに159万円の2ヵ年ということで、補償額318万円を算定いた しました。次に②の暖簾代に対する補償ですが、本件施設の利用関係が行政財産の使用許可あるいは 指定管理者であることに照らし、暖簾の形成は認められないと和解勧告で示されていることから、年 間売り上げの10%相当額を希望されるところを0として算定いたしています。次に、③商品在庫につ いての補償ですが、公共補償の場合は商品の費用価格50%が標準とされる。本件の場合は、あらかじ め指定管理期間終了時期は予告されていることから30%と認めるのが相当であると和解勧告で示され ていることから確定申告書の損益計算書の期末商品棚卸高である20万円の30%の6万円と算定いたし ました。次に、④器具・備品・資料代に対する補償ですが、公共補償の場合は、その現在価格の50% が標準とされるが、本施設内に置かれているのではなく、水産加工工場に置かれているものが相当程 度含まれていることから、約25%と認めるのが相当であると、山本氏らに和解勧告で示されているこ とから町は島本氏に対しても同様の考えで算定すべきであると判断し申告額の927万円の25%の232万 円と算定いたしました。次に、⑤従業員解雇に伴う費用の補償ですが、公共補償の場合に準じ解雇予 告手当相当額の30日分の賃金を認めるのが相当であると和解勧告で示されていることから、島本氏の 従業員2名の30日分の平均賃金18万円を補償額として算定いたしました。以上、1から5までの補償 額を合計しますと、15ページの資料3にもありますように574万円となります。これから島本氏が国 からの補償として286万5,990円を受け取ることができるため和解勧告と同様これを控除すべきである と判断し合計額から控除して1万円未満を四捨五入した結果、偶然ですが、国の補償額と同額の補償 額287万円となりました。なお、この補償額につきましては、島本氏にも今回の算定方法等を十分に 説明しご理解いただいたことで、議会に提案するものであります。

議員の皆様方におかれましては、是非、是非、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたしま す。説明を終わります。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の内容について説明いたします。

議案第7号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)

平成19年度紀北町の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補 正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,659万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ88億435万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年2月8日提出 紀北町長 奥山始郎

それでは、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。それでは予算書の7ページをご覧ください。第19款諸収入、第5項雑入、第6目雑入は1,659万1,000円を増額しまして、7,708万4,000円とするものであります。お魚らんど海山移転補償金の増額は1,659万1,000円であります。この補償金は建物移転補償契約後に国土交通省から支払われる建物移転補償金の一部であります。以上で歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の説明をいたます。8ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、 第11目一般訴訟費は1,504万円を増額しまして、1,904万4,000円とするものであります。地域水産物 展示販売施設に係る仮処分命令申立事件関係費の増額は1,504万円であります。委託料は63万円で代 理弁護士委任委託料であります。補償、補填及び賠償金は1,441万円であります。このことは仮処分 命令申立事件の和解金及び仮処分申立事件の和解に伴う解決金に要する経費で合わせて3人に対する ものであります。

第5款農林水産業費、第3項水産業費、第2目水産業振興費は155万1,000円を増額しまして、5,427万6,000円とするものであります。地域産物展示販売施設管理費の増額は155万1,000円であります。委託料は7万1,000円で中部電気保安協会管理委託料であります。使用料及び賃借料は148万円でお魚らんど海山施設用地賃借料であります。賃借料は平成19年10月から平成20年2月までの5ヵ月分

であります。

以上で、平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

委託料ね、一般訴訟費の委託料が代理弁護士と説明されたけど、代理弁護士という表現はあるんかいな。代理人なのか、弁護士かどっちかと違うんかいね。ちょっと私もそのへんわからんので、代理弁護士の費用と言ったんですよ、代理弁護士というのはあるんやろか。普通は法定代理人ですわね。あるいは弁護士というか、職業としては。これは代理人への支払いやと思うけども、代理弁護士と言ったので。いや、私は、そういう知らなんだら別ですよ。ちょっと議長、教えてください。

議長

債権者は代理人でありますので訂正をいたさせます。

太田哲生財政課長

どうも失礼いたしました。正式には債権者代理人でございます。よろしくお願いします。どうもす みませんでした。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは議案第8号の説明をさせていただきます。議案書の17ページでございます。

議案第8号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号)請負変更契約の締結に ついて

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1. 契約の目的 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号)
- 2. 契約の方法 随意契約
- 3. 契約の金額 変更前 5,361万3,000円

変更後 6,279万4,200円

4. 契約の相手方 紀北町海山区便ノ山518番地2 谷建設有限会社 代表取締役 谷 晃史

平成20年2月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、設計変更の理由について説明させていただきます。

9月定例会で工事請負契約締結の議会議決を得まして、それ以来、工事を鋭意進めてまいりましたが、工事箇所の一部に岩石の塊が積み上がったような不安定な地質の箇所がございまして、その部分が二度にわたり崩落いたしました。まず、11月23日には、この時点で擁壁基礎の床掘りをほぼ完了しておりましたが、工事の起点付近で法面の崩落が幅約10m、高さ8mにわたり発生いたしまして、床掘り完了部分のほとんどが埋まってしまいました。このため安全性の確認と設計変更を要することから、請負者に工事の一時中止を指示いたしました。さらに12月3日には町道の上にある三重県管理の保安林管理道路でも2ヵ所の崩落が発生し、管理道路の擁壁と山腹法面が非常に不安定で危険な状態となりました。このため工事を継続するには、まず、崩落した箇所の処理や不安定となった擁壁の撤去及び法面に対する安全性の確保が必要不可欠となりました。このようなことから、平成19年度内の完成が見込めなくなり、国の災害補助事業でありますことから、県を通しまして、繰越の手続きや変更の追加工事について国交省河川局、また財務省、財務局と協議を行っているところでありまして、現在、これら承認の見通しがついている状況でございます。

続きまして、18ページの資料1について説明させていただきます。工事費及び工事概要でございますけれども、変更前請負金額5,361万3,000円、変更後、請負金額6,279万4,200円、変更前請負金額に対しまして918万1,200円の増額でございます。約17%の増でございます。

主な変更箇所の概要でございますけれども、補強土壁工といたしまして面積が約29㎡の増になっております。これにつきましては擁壁工の高さの変更によるものでございます。また、鉄筋挿入工、79孔の減でございますけれども、掘削の結果、終点側で安定した岩盤を確認できましたことから減額するものでございます。次に、モルタル吹付工928㎡の増でございますけれども、これにつきましては、町道の路面から保安林管理道路の法面を安定するため追加するものであります。次に、補強土壁

(2) 延長15mでございますけれども、起点側取り付けの補強土壁の追加が必要となったためでございます。次に、仮設モルタルの吹付工の1,260㎡でございますけれども、保安林管理道路の法面の安定を図るために行うものでございます。続きまして、資料2の19ページをお願いいたします。これにつきましては、工事箇所の位置図でございまして、平成16年災の分割1号から14号の工事箇所を示すものでございます。

続きまして、20ページの資料3でございます。工事箇所の平面図でございます。それぞれ町道白倉 1号線また、保安林管理道路及び工事箇所の数量、位置等を示すものでございます。

最後に資料4でございますけれども、工事箇所の標準的な工法を示すものでございまして、赤色着 色部分が工事部分でございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。

議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これより各議案に対する質疑を行いたいと思いますが、その前に各議員にお願い申し上げます。議場における発言については、議会の秩序ある運営を図るためには一定の制約が必要であることから、発言はすべて議長の議事整理権の範囲内において取り扱うことになっており、議長の許可を得た者だけが発言をできることになっております。したがいまして、議長の許可なく言語を発しても私語として取り扱いますので、会議規則第51条の規定に基づき、議長と呼び自己の議席番号を告げて議長の許可を求め、許可を得てから発言するようにお願いいたします。また、議事進行に関する発言が多く見受けられますが、議事進行に関する発言は議事進行上の問題について議長に対し質疑し、注意し、あるいは希望を述べるための発言でありますから、1回が原則です。長の答弁内容に関しての議事進行発言もありますが、議案の審議にあたっては、あくまでも質疑で質すべきでありますので、その旨ご理解賜りますようお願い申し上げます。議事進行の発言に名を借りて、質疑、討論に類した発言をすることは許されません。このような場合は、議事進行の発言でありませんので、発言を中止させることもありますので、ご了承ください。以上の点、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めます。

議長

日程第4 議案第5号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑される方、ございませんか。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

前回の臨時議会におきまして議案が審議未了、廃案になったことによって今回改めて再度提出され たわけですが、この議案第5号についてですね、2つの点について質疑をいたします。

問題は基本的な問題なんですけれども、今回の議案提出は、裁判所からの和解勧告に基づいてですね、なされることになったわけですが、この和解勧告の正当性ということについて、非常にこの間の、私どもの自らの調査というんですか、ことによってですね、疑問を感じております。

まず第1にこの建物の明渡し仮処分命令の申立事件がですね、なぜこの和解金支払いという形に転 嫁していったのか。ここがこの議案提出のですね、最大の問題ではないかというふうに考えます。い わば、司法の判断に委ねたものがですね、あたかも政治的判断のような形で和解金による解決という 形になっていったわけなんですが、この点について審尋の経過も含めてですね、当初の申立からこの ような形に変わっていった、その点について裁判所からですね町側に対して十分なですね、説明とい うのか、そういうものがなされたかどうか、この点をですね、改めてお聞きをしたいと思います。本 来ですね、地方自治は地方自治法を基礎として展開されるということが法令集によってもですね、冒 頭に書かれております。逐条地方自治法にはですね、その序文の冒頭にですね、地方自治は地方自治 法を基礎として展開されるということが明らかにされております。その点からいいましてですね、私 もちょっと調べてみたんですけれども、地方自治法の244条の2というのはですね、これの解釈は指 定管理者について述べておるんですけれども、この指定管理者というのはですね、法人、その他の団 体であることを明らかにしております。当然、法人その他の団体であって、個人は対象にならないと いうことが原則です。これは町の条例によって、協定書も提起されておりまして、お魚らんど海山グ ループと結ばれておるんですけれども、この議案の資料1にもですね、1の和解勧告のところにもで すね、冒頭の部分(1)のところで債務者らが本件施設を占有する権原は存しないといわざるを得な いというふうにまず冒頭に言っております。こういう点からいってですね、この補償対象の問題も地 方自治法の精神からいけばですね、個人を対象とするものではないということが明らかですし、この 和解勧告がですね、こういう形で提起されるという形に変わっていった、このことについてですね、 本質的な点について非常に疑義を持っております。まず、この点についてですね、裁判所からこの和 解勧告が示されたときにですね、あるいは示されるようになったときに町に対してですね、十分な説 明があったのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

それから2つ目はですね、今回の問題によって、いわゆるこの指定管理者制度というものがですね、

一種の破綻をきたしたといわざるを得ないと思うんですけれども、これは今後の町政にとってもです ね非常に重大な影響を及ぼすものと思います。この指定管理者制度がですね、こういうふうな形で非 常にいわば暗雲を投げかけるような形にですね、なっていったことについて、町はどのように受け止 めておられるのか、この2点をですね、お聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。この審尋につきましては、過去5回やっておりますね。その中でいろいろ債務者、債権者の考え方を裁判官を中心において交互にやるものです。その中で我々の主張をしてまいりました。議員の質問では、裁判所のほう、裁判官のほうはですね、町に和解に、我々が仮処分の申立の要求をしたけれども、和解に移った経緯は示されたかということを言われますが、示されました。それは、やっぱりこれをずっと事情を聞いていきますと、裁判所、裁判官としては特殊な事情もあってですね、退去の命令を下すことも難しいしということで、和解が合意をするならば、和解をしたほうがいいのではないかというご提案はあったわけです。それから2番目の質問といたしましては、指定管理者制度そのものについてですね、どんな法律でもいろいろ不備な点もあろうかと思いますが、今後ですね、それを結ぶ場合には、行政ももっと慎重にですね、やっていくべきことだなと、そのように理解をしていますし、相手側、結ぶほうもルールを遵守することが必要であろうと思っております。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

それでですね、今回のようにですね和解金の解決という形になりますと、当然、議会としてもですね、意思決定機関として非常に重要な判断をしなければならないということになります。また、支出されるですね、予算は当然税金から行われるものでありますから、非常に慎重にしなければならないし、また、正当性というか、そういう点についてはですね、十分法律の面から見てもですね、正しいやり方でなければならないと思うんですけれども、こういう点を見ますとですね、指定管理者制度が地方自治法の244条の2でですね明らかにされて、法人またはその他の団体としてですね、町とも協定を結ばれているという中にあってですね、今回のように裁判所からですね、このような和解概要の中にいくつか6点示されておるのですけれども、内容が示されるということについてはですね、十分

法的にも納得のいくことがですね、説明されないといけないんじゃないかというふうに思うのですが、その点についてですね、町長は今交互にというふうに言われましたけれども、審尋は互いにですね文書交換によってされていくわけなんですが、もう少しこの債権の代表者、町とですね、十分な意思疎通を行ったうえでですね、決定されていかなければならないと思うのですが、その経過においてですね、果たしてこの代理人一存でやられていったのではないか。あるいは町として十分納得のいく説明を受けたのかどうか。その点が非常に疑問に思うのですが、もう少しその点について具体的な説明をお願いしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えします。この和解に至った過程の中でですね、双方の代理人同士が話し合って決めていかれたという一つの疑問が生じたとおっしゃっておられますね。それは双方の代理人がお互いに意見交換をしながらやるのも通例と聞いておりますが、うちの代理人が私に対していろいろご相談し、私の意見も汲み取ったうえでの協議はやっております。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

少しはっきりしないんですけれども、この和解勧告のですね、裁判所から示されたからこれに最終的に従うという判断を下したわけなんですけれども、和解勧告の内容そのものがですね、本当に法的に見て正当性があるのかどうかについて非常に疑問を抱くわけです。条項を見てみますとですね、改めてここで確認しなくてもいいような問題、例えば、指定管理期間の満了の問題なんかはですね、明確に協定が結ばれておって明らかになっておるわけですから、改めて裁判の中でですね確認をしなくてもわかりきったことであるわけですね。先ほど、指摘したこの指定管理者制度というのはですね、法人または団体と行われるということであって、こういう点でですね、果たして個人補償がですね、正しいのかという点についても法的に非常に疑問を感じるわけです。いわば逆な面でですね、裁判所自体があたかも政治的判断のような形でこの和解勧告を示していることについて、町は本当に納得できたのかどうか。納得できないけれどもやむを得ずこれに従うことを判断したのかどうか。それらの点についてはですね、どういうふうな判断をしたのでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私どもが主張してきた退去命令ですね、それを求めたことが取り入れなくてですね、和解勧告ということでそれを受け入れる結果になったことについては、非常に苦渋の選択をしたということで表現をさせていただきました。以上です。

議長

ほかに質疑される方、ございませんか。 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

前回の臨時議会が流会されていろいろ改善された点もあって理解できるところも増えてきましたが、この何日間の間で改めて疑問に思ったことがあるので質疑させていただきます。元に戻るようなんですが、今回のこの仮処分の申請についてはですね、協議会の中では仮処分に移行したいというような町のお話はありましたけれども、仮処分を断行するにあたって、議会の議決は私必要ではなかったのかと思われます。その中で今回も地方自治法96条の1項の12号に基づき、議会の和解についてはこのように議会の議決がいるけれども、仮処分の申立については議会の議決がいるのではないかな、そういう疑問があります。お答えいただきたいと思います。そして、法に基づいて行われるにしても、このような町民を相手にとって、町が訴訟を起こすにいたるについてはですね、やはり、議会全員に議会にかけて理解を求めることが必要で、私本当に議会軽視だったと思われますが、その点についての町長の考えをお伺いしたいと思います。そしてあと、何回も弁護士に相談して法的根拠はないという、弁護士とのやり取りがあったということは何回が述べられておるのですけれども、今回のこの仮処分の申請の10月29日の申立の保全の必要性とか、断行の仮処分の必要性とかいろいろありますが、この内容についても十分弁護士と町行政が内容についても詳しく検討して提出したものなのかどうか。弁護士に軽くお願いしたようなところがあるんではないかなと思いまして、そこのところをまずお尋ねいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

仮処分の断行申立についてですね、それは議会の承認がいったのではないかということでありますが、承認が必要ないということが我々わかりましたのでそのようにいたしました。

それから法的根拠がないとした私どもの考え方、代理人とですね何回も議論をし、情報交換をしたわけですが、そのなかにはですね、判例として補償する場合があることは代理人からは示されておりましたけれども、しかし、238条を解釈するにあたってはですね、基本的には補償をする必要がないということが正しい、正当であるということを私が判断をさせていただきました。以上です。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

法的には仮処分の申請については議会の議決は必要ないと判断したということなんですが、この 第96条の議会の議決事件の中にはですね、普通公共団体が行う場合、訴訟なんかについても議会の 議決が必要ではないかと思われる、12のところにもそういう部分もありますが、そこのところ詳しく訴訟については議決を、訴えの提起については議決が必要であると書いてある文面、ここにあります。だけれども、この場合でなかったというところを詳しく説明をお願いしたいと思います。私 は議会軽視だと思っているんですが、中身についての提示がなかったことについてですね、議会軽視だったと私は思います。そして、この申立書によりますとですね、債権者に対して指定管理者制度の期限が終了しているから困っているんだというのが主な理由ですし、高速道路が来るから早く土地の所有者との関係があって早く明渡さなくてはならないというのは、土地の所有者との間の問題であって、指定管理者、また行政使用で使用しておったこのグループとの関係はですね、その期限を守らなかったという法的根拠だけで申請するのが筋ではないかなと、この申立書を読んでですね思いますが、なぜ、この土地の所有者、そういうところとの関係もこの中に書かれたのかな、疑問があります。あくまでもこれはお魚らんどグループの方々に対する明け渡しですので、その後についているところまで明記する必要はなかったのではないかなというのが私の判断ですが、町長の判断をお伺いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

議会軽視と議員は申されますが、その意思は一つもありませんし、この仮処分は訴訟ではないということでございます。訴訟に順ずるだけのグレードはありますけれども、訴訟ではないということで議会の議決は得られなくてもいいというように判断をいたしております。

それから、これはお魚らんどのですね、立ち退きをしなかったことについての申立なんですから、

あなたは高速道路とか地権者の問題は申し上げることは必要ないんじゃないかとおっしゃるけれど も、この問題を説明するには、その背景、いろんな角度からそれを説明する必要があると私は判断 いたしております。ご理解をいただきたいと思います。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

背景を説明するには高速道路のこととか、土地所有者のこととかのことも説明しなければならないということですが、この文面を町長の説明だったんですけれども、本当に私、仮処分によって出て行ってくれることを求めたのか、それとももうこれは調停しなくてはいけないのかなという、そういう思いもあってこういうことを書かれたのではないかなと思われる節がありますので、そこのところの明解な答弁をお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

店子さん、つまり参入業者とはですね、3月をもって退出していただくという申し合わせ、協定がありました。しかし、それは守られないから、我々行政としては法的にそれを執行していただくためにはですね、仮処分申立をしなければならない、これしかなかったということでございます。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

19番 奥村です。先ほど、前議員2人に対してですね、議会軽視ではないというふうに町長おっしゃっていましたけれども、これは明らかに議会軽視です。なぜならばですね、こういう問題はですね、ある面では訴訟を行った立場の者から言わせていただければですね、ちゃらんぽらんな内容です。交渉内容です。きちっとした交渉をしないでおいてですね、最後は議会へ振ってくるじゃないですか。なぜ、相手側から準備書面が出てきてですね、重要な内容についてそれに対してどう反論するかがですね、重大な結果を招くわけですよ。これに対してあなたたち執行部はですね、ちゃらんぽらんな相手側とのやり取りをしておいてですね、これで最後はこのようになったから議会で認めてほしい。こんなあり方はないですよ。言っておきますけど。後に来る大型訴訟でもそうじゃないですか。裁判所に出されてですね、裁判所から訴状を出した人に対してこういう点は間違って

いるとか今やっているわけでしょう。全く同じケースなんですよ。その間に重大な極めて重大な期間であるわけですよ。全く同じなんですよ。あなたたちがやってきた間違いというのは。

お聞きしますけれども、2つ目には、1月7日頃ですか、送ってきたのは。勧告の内容が。これに対して、町及び弁護士はですね、どのような反論をしたのか。1月10日に行ったと思われますけども。その送られてきた和解勧告の内容についてですね、反論をしたのかしなかったのか。それからですね、その中においてですね、これは極めてですね、業者を優遇した内容であることは明らかなんですよ。電気代、ガス代、電話代、電話代まで1割負担とかですね、あるいは浄化槽の負担というのはですね、これは汲み取り料ですね、はっきり言えば。こんなものまで負担してきておるわけですよ。これに対して町はですね、極めて優遇措置をとってきたということを言ったのか言わなかったのか、それから準備書面のこちら側の内容の中においてね、確か2年が相当であると、立ち退きした場合2年が相当である、相手側は5年と言って、こちら側は2年が相当であると反論しているようなんですが、こんなものは、これも弁護士はおかしいですよ。これは1年毎の許可書なんですからね。これはよくあっても1年というふうに反論すべきなんですよ、弁護士は。それからですね、この議案の中の14ページの傍線の引っ張ってある部分ですね。これについては非常に私どもにわかりにくい内容になっているわけです。これについて何を裁判所が求めてきたのか。

議長

奥村議員、それは次の議案だと思いますが。

19番 奥村武生議員

いや、あれじゃないですか。はじめは本来は国土交通省との交渉ありきというふうに当方は主張しててですね、最後に和解の中で、はじめに6月に島本氏に対しては認めるけれども、あとの2人には認めないということに対してのやり取りだと聞いているんです。これはあとの議案になるんですか。

議長

関連があれば結構ですけれども、傍線の部分と言ったので、あとのところで出てくるもんでそう 言ったんですけれども。

19番 奥村武生議員

中身がバランスに欠けるものなんですよ。島本水産、敬称を略させていただきますけれども、出たと9月30日に、町の要請に従って出てくれたと、要請を受け入れたと、それに対して国土交通省はそれは認めたと。借家人何とかというやつですか、補償とかいうのは。あとの2者については認

めなかったと。ところが和解の中でですね、これらも認めたってほしいという、いわば遡ってこれ、かつての遡ってその指定管理者グループを9月30日じゃなしに、それ以降、遡ってどうのこうのというふうに聞いているんですよ。この経緯を明らかにしてもらわないと困るということ。それからですね、この400何万ですか、これ、その所得、これはお魚らんどプラス専従者給与じゃないんですかこれは。専従者給与とあるとすれば、当然、妻の分は控除されるべき筋合いのものだと私は解釈しますけどいかがなものか。

それから、山本水産の分でもですね、その所得480万円になっていますけど、純粋にこれはお魚らんどの部分なのかどうか。こういう点を精査する意味でもですね、本来は明解にこういうふうなやり取りになったとか、あるいはこれはおかしいとか突っ込んでもらわないとですね、上げたこぶしは下ろすところがないと。町長は勝手に前も言いましたように、梯子を外されてかなわんですよ。こんなことをやられたんでは。極めて補償の内容についての当町の考え方というのはアンバランスそのものだと思うんですけどね。特に先ほど言った、何も和解勧告の中にですね、昔に遡ってグループをしてほしいとか、そんなことを書いてきてですね、とんでもない話ですよ、業者は。対決しているわけですからね、町に対して。対決をしておるんですよ、裁判というのは。対決しておる者に対してですね、税金に係るものを何一つ妥協する必要はないと思いますよ。しいて言えば、これは指定管理者グループがなくなってですね、いわゆる直営では無理があるといわれて慌てふためいて無理にその業者を、業者だって生活権があるわけですからね、無理に半年やそこらで指定管理者グループを結べって、これは業者に対して極めてめちゃくちゃな内容であることも私は思うんですよ。彼らにも生活権というのはあるわけですから。ここで対立を生むようなことをやったらいかんのですよ。この点では、公権力の横暴であるということは間違いのない事実だと私は思うんですけどね。今のいくつかの点について明解にお答え願いたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えします。まず、反論したのかという、この和解についての反論はいたしております。平成 19年12月25日準備書面(3)でずっと反論しております。

それから、所得480万円はこれは裁判所がですね、算定したものであります。

債務者のほうに優遇したのではないかという議員の見解については、優遇したという認識はもっておりません。

それから、指定管理者制度に移るときに海山グループというものを結成したことについてはですね、そうすることが指導によってこの事業のですね、水産物展示販売事業に対する適正な方法であるという指導に基づいて行ったものであります。以上です。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

その12月の終わりの準備書面、何項かに従ってですね、反論したと言いますけれども、この和解の内容が出てきたのは、これは送付されてきたのは1月7日か何かじゃないですか。その前に送ってきたんですか。これは議事進行にあたると思うんですけど、議事進行でやってほしい。12月の終わりに送ってきたんですか和解勧告。私が聞いたのはですね、和解に対してどう反論したのかということを聞きたいんですよ。和解案が出てきたときにどう反論したかという。議長、これ質問と言いましたけど議事進行にしてください。答弁漏れです。

議長

そのように思いますので、理事者においてはもう一度答弁を。

町長。

奥山始郎町長

今言いました準備書面の反論という、12月25日については、お互いに準備書面を出し合いますね。 それに対する我々の反論なんです。その額に対する。それから1月7日に裁判所から出された和解 勧告には反論はいたしておりません。

19番 奥村武生議員

もう1つ、議長、答弁漏れがあるような気がするんやけど。

議長

答弁漏れがあったら指摘してください。

19番 奥村武生議員

いわゆる9月30日に出ていただいたと、町の要請を受け入れてくれたと、そのときに借家人をみましょうということになって、あとの2人はみれませんよということになったはずなんですよ。ところが和解の中にそれを出したってほしいという内容のものだというふうに理解は、出したってほしいという和解の内容だったと思うのですけど、それに対して町長は電話あるいは自ら国交省に出かけてこれを出したってくれというふうに言ったか、言わないのかということを、聞いているわけ

です。いわゆる島本水産以外のですね、山本氏及び小山氏に対してですね、はじめの国土交通省から借家人補償を出してあげてほしいということを、国土交通省とのやり取りがあったのかどうかということなんです、私の聞いているのは。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは消してある部分ですよね、あなたがおっしゃっておられるのは。この部分については国交 省に説明はいたしておりますけれども、それをどうせい、こうせいということは私からは言えませ んでした。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

優遇をした認識はないというふうにおっしゃっているわけですね。しかし、これを見てですね、 優遇した認識がないというのはいかがなものでしょう、これは。町民がこれを見てですね、電気代、 ガス代、地代、汲み取り料まで含めてですね、こんな6,000数百万のですね、ことを出したという ことについてはですね、町民100%に近い人がですね、こんなことをしてきたのかと町は、思って いますよ。極めて町長と町民とのずれがですね、こんなそやけど、こんな姿勢で財産を運営された らたまったものじゃないんですか。かたや生活に苦しんでいる人がある。血液の尾鷲病院へ行って、 私も前に申し上げましたけれども、2人合わせて12万円しかない所得の中でですね、運送費で6万 円もかかってどないするんだという訴えだって私のところにあるわけですよ。そんなのを片方で見 ながらですね、こんなええ加減な支出をですね、されたらね、たまったものじゃないですよ。これ に対して再度、バランスに欠けないものかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、あなたはその勧告の内容を見てですね、この中身についていかに審尋がですね、無責 任極まりないものだと、本当に住民の財産と生命を守るべく町の提起に対してですね、はぐらかせ た内容だというふうに思わなかったのですか。この2点。

それから、土地を借りている人に対してですね、どうのこうの言っていますけどね、居座った期間が過ぎた場合、居座った人の責任ですよ、これは。法的には。そうじゃないんですか。その3点についてお聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

私はあなたの質問をですね、この和解について優遇したかどうかというふうに受け取りましたんで、優遇している認識はないというお答えをさせていただきました。これまでのこのお魚らんどの経営についてどうなんやということになりますと、それは最初から協定、協議しながら漁協と皆さん寄ってこれを決めてきたんですから、今それを私はどうこうのということについて、私が任期の間の2年間についてはその流れの上でこれを実施したとご理解をしていただきたいと思います。ですから、それ以前のことについては、私は差し控えます。

それからあなたの質問でもう1つはなんでしたか。

議長

奥村議員もう一度。

19番 奥村武生議員

局長のほうで掌握しているでしょう。私もカッとなっていますから。

議長

町長。

奥山始郎町長

和解案が出てから、私が反論したかどうかは、先の答弁で答えたように反論しておりません。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

3回目です。これで終わりです。残念ながら。しかし、そのなんと言うんですか、このお魚らんどが公のものであるかどうかの、無理につくったんじゃないかという気もしてならないしですね、この非常にこの町の対応についてですね、真に町民の財産を守っていくという立場に立ち切れていない、もうちょっとこう深い論議を、最後は何もかも自分らで、極論かもわかりませんけどですね、ちゃらんぽらんなことをしておいて、最後は議会に振ってきて私たちにその判断をせえ、こんな、議長、こんなことのないようにですね、議長からも指導責任を是非してほしいと思うのです。何もかもやってしまってから、後で皆あと処理じゃないですか。議会というのは。こんな馬鹿なことはないですよ。私から言わせれば非常に問題がありますよ。この弁護士が相手との交渉に対してやったことというのは。希薄ですよ、考え方が。それから、昔の人がやってきた、前任者がやってきた

ことに踏襲をして、お魚らんどを踏襲したと言っているけれども、これはやっぱり町長としてですね、引き継いだときにきちっと行政指導をされているわけですからね、片方では、行政指導をされているわけですから、平成16年に町が口頭で。そして後で文書を求めたものですけども、行政指導をされたものに対しては、これは真摯に受け止めですね、直ちにですね、これは直営ですか、業者の売上すべてをですね、歳入歳出にあげてですねやるという本来のね、せっかくとってきた補助金ですからね、歳入歳出にあげて、きちっと補助金にあうようなことをすべきじゃなかったかと思うんですよね。それに対して、町長は一点の責務をきちっと果たしてきたかどうかということの答弁をいただきたい。

それからもう1つ、私が最後の最後まで代替地はないかというふうに、法務省へ行って、このようにとってきてですね、海山物産の裏の山の官地も含めて精査して建設課の人も3人ばかり行ってくれて、海山物産の裏の官地を、そこに建物を移すことができないものかどうか、最後の最後まで私も検討して、夏でしたがやったわけですけれども、道の駅です。ところが、ある人に聞くとですね、ここは森であっても入り口のところの国道からすぐ入ったところの町の公園みたいなところで十分可能であったという、昔からの経緯を知っている責任者の人がですね、あそこでよかったんじゃないかという考え方も最近示されたわけですよ。その点では、1億円もつぎ込まずにですね、1,000万円、丸太で組んだですね、簡単なものでいいわけですよ。こんなものしなくたってですね。そういう点で、もうちょっとバランスのとれた、指導をされた時点でですね、行政指導を受けた時点で本来の趣旨に戻って、無理に指定管理をつけずに、本来の趣旨に戻ってですね、直営のですね、真にその地域の物産展にする考えは、すべきだったと思うんですが、そのへん最後にお尋ねしたい。以上です。

議長

町長。

奥山始郎町長

これまでお魚らんど運営について私が責務を果たしたかということですが、総合的に産業振興という意味からもですね、今までとってきた運営のあり方を自分が決めたわけなんで、そこの果たしたかどうかについては、それは第三者に任せるといたします。道の駅の移転先についておっしゃったんですね、議員は。そのことは、先の議会でも指摘がありまして、所有者である国交省についても交渉をした結果、それは難しいことということが判明したわけであります。直営ということもいろいろ考えておりますけれども、あなたからご指摘を受けておりますけれども、それはこの教訓を

生かしたうえでの今後の課題として認識させていただきます。

議長

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 10分)

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11時 21分)

議長

次に北村議員の質疑を許します。

北村議員。

6番 北村博司議員

前者の質問に対して、高速道路がどうしても安心安全のために必要だと、命の道だから、錦の御旗ですね、町長。この問題についてね、どうしても早期解決をせんなん。私はね、実は町長、小さな命を守ろうとしないような事態が起こっているんですよ。これは議題外になりますから、あとで建設課長から聞いてください。あなた方はね、住民の命を守ろうとしていないんですよ、今。何が命の道ですか。これ先に申し上げておきます。ちょっと議題外になりますから、それはあとで聞いてください。

さてですね、本日の町長の説明とか答弁を聞いていますと、前回、私はこの問題の処理にあたっての町長の方針を支持してきた。だけども今回のことは支持した人間の梯子を外すようなものやないかと申し上げた。そしたら、そんな認識はないということですが、その認識は今も変わらないのかどうかということを最初にお尋ねいたしておきたい。それとですね、今回の和解勧告については、前者何人か出ましたけれども、私ねこの流れを見ていますとね、どうも裁判所の裁判長の和解勧告を引き出すためのテクニックとして仮処分の申立をしたんではないかという疑いを持っています。元々どうも町にいろんな不都合な背景があって、債務者に何かお金を解決金の形で払わんならんという認識があって、それをやると地方自治法違反になる。だからあえて法廷に乗せるためのテクニックとして仮処分の申立をしたように、私は今そういう疑いをもっているのですが、そのへんのお

考えをお聞きしておきたいと思います。町長はですね、指定管理について行政はもっと慎重に今後はやらなければという、一つ、今後繰り返さないという、ちょっと軽い形ですが申し上げておられる。そこでお尋ねいたしておきます。町条例の指定管理者手続条例、当然、お分かりかと思いますね。これに基づいて指定管理者に指定しているんですから。この第5条にですね、公募によらない選定の、本来、公募をしなきゃならんわけですけれども、公募によらない例外規定を設けてある。お尋ねしてもいいんですがね、それやと時間がかかりますから私がここで読み上げますと、公募によらずに町が候補者を選定するのは、相手が法人または公共団体、もしくは公共的団体です。お魚らんどグループはどれですか。公共団体でもなければ法人でもないし、公共的団体でもないと思いますが、第5条違反ではありませんか。公募によらない選定は。条例違反ではありませんか。私はこの件について反対してありますから、当時ですね。町長、聞いておってくださいよ。条例違反ではありませんか。まず。

それからですね、前者がチラッと、私はもっと深く議論を深めるんかと思いましたけれども、議論突っ込んでおられませんので、私があえて申し上げますが、町長、平成17年9月29日付けでですね、県から改善の通知が来ておりますね。町長はこれ格好の問題と言われたけれど、前臨時議会で、改善通知ですね。出ておりますね。補助事業の趣旨に反していると、前者は言われました。それを改めなさいと言われて、これは17年の9月ですね、そしてやっと1年後に指定管理制度で町の直営じゃなしに管理の主体をそっちに持っていくという便法を使ったんですね。本来、町が直接管理しなきゃいかんのを便法的にやったわけですね。この点は、これまで明らかにされていないでしょう。資料も出ていないでしょう。厳然として県から改善通知が出ていますね。出ていますね。これの確認をいたしたい。それをどうやって、これは合併直前ですから、これはどういうふうに役場内で処理したのか、明らかにしていただきたいと思います。以上です。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。梯子を外したという認識は変わらないのかということについて、これまで私が主張してきた補償金を支払う根拠がないとしてご賛同いただいた方々に対して、この仮処分の結果、和解に応ずるという決定を私がいたしましたことについてですね、その指示してくれた方に梯子を外したという言葉は非常にきついように思うけれども、そのように類することを結果的にそうなったということについては、改めまして受け止めて反省しお詫びいたします。

それから、和解を引き出すためのテクニック、仮処分をそのようにしたのかというお疑いというか、質問ですね、それは、そのような思いはございません。つまり、債務者らは債権者に対しこの決定送達の5日以内に建物を明渡せとの決定を求める仮処分の申立であります。お魚らんどとは町条例の指定管理者制度の中での条例の5条に、公募によらない条例もあってですね、お魚らんどは任意の団体でありますけれども、それに反するのではないかというご指摘をいただきました。そのへんについては反省しますけれども、それについてちょっと時間をください。今、調べます。そのあなたが求める条例違反じゃないかどうかということについての答弁です。改善通知が17年の9月に出ていると指摘を受けましたが、そのへんのところも今、資料をめくっておるところでありまして、補助事業の趣旨に反するということで再度ですね、18年の9月1日から19年の3月末までグループを編制していただいてこの指導によってですね、対応をしたとそういう認識で。漏れたところは、ちょっと時間をください。

議長

答弁を整理しているので、その場でちょっと暫時休憩お願いしたいと思います。

(午前 11時 35分)

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11時 43分)

議長

町長。

奥山始郎町長

公募しないということについてお答えいたします。公募しなかったということについて、これは 指定管理者制度導入に関する基本的方針の中で謳われておりまして、指定管理者の募集という項で ございますけれども、指定管理者の指定にあたっては、指定管理者制度導入に関する基本的方針に 基づき原則として公募により募集を行います。ただし、数年後に移譲を予定するなど、特別な理由 がある施設については、公募によらず指定管理者を指定することとしておりますという1項があり ますので、これに基づいて公募によりませんでした。以上です。

6番 北村博司議員

いや、いや、答弁違う。私は町条例、つまりそれは地方自治法の244条の2が基になるんやけど も、それに違反していないかどうかと聞いておるの。そんななんやらの通告か基本方針か知らんけ ども、そんなことは聞いていない。条例に違反していないかと言っているの。

議長

町長。

奥山始郎町長

条例に違反しているかどうか、それは私が今判断することはできません。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

ここに3月議会の常任委員会報告をした原稿を持ってきとるんやけども、これはすでに3月定例会の中での委員会の中で指摘されているんですよ。条例違反ではないかと。そのときに、これははっきり申し上げる、公的立場やで、広瀬当時課長は問題ないと、条例違反ではないというふうに言い切っているんですよ。今、判断できんと、そんな馬鹿なことはないでしょう。部下が問題ないと言ったんですよ。そして、これは私は本会議で報告してある、そうやって。担当課長が条例違反の問題ないと言い切ったわけです。今、答えられんというのは、私はちょっと、議長、違うと思いますよ。3月の時にすでにもう、そう言っているんです。指定管理の期間延長の時の議案審議の中で、だから、嘘の答弁したということになりますよ。議長、注意してください。厳しく注意してください。言っているんだから3月定例会で。知っててそんなわからんものを言い切ったんかどうかということになるし、町長の代理者として出席しているのですよ。課長は代理として。町長は責任を負うてもらわな困る。言い切っとるんやで、条例違反ではないと。議長、注意したってください。

議長

町長、その点についてどうでしょうか。

奥山始郎町長

昨年の3月の常任委員会ですか、産業振興課長が言い切ったということについては私といたしましては、今の申し上げた認識をしておりましてですね、条例違反であるかということについて、言い切ったことについては、私の管理の責任があると思います。大変申し訳なくお詫びいたしたいと思います。

議長

違反を認めたということになるけど、それでいいのですか。

6番 北村博司議員

いやいや、条例に違反しとって、違反しとるのは違反しとるって。抵触しとる。答弁はどちらか。 いや間違いないんやというんか、何やら方針というのは条例以外の話やないですか。そんなものは 条例にも施行規則にも書いてない、そんなことは。地方自治法にも書いてない。行政指導か何かや ろ、それは。

議長

答弁のほうがえらい難しそうやもんで、昼食を兼ねて、1時まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 52分)

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時 00分)

議長

町長。

奥山始郎町長

北村議員の質問にお答えいたします。まず、先ほど、先の課長が条例に違反していないということを答えたことについて、私がお詫びしたこと、そのことをまず取り消しさせていただきます。お詫びしたことを取り消しいたします。したがいまして、このお魚らんどについては違法性がないと私が判断をいたしました。以上です。

6番 北村博司議員

だから、違法性がないという根拠を言わないと。

議長

町長。

奥山始郎町長

まず、このお魚らんどは町直営として運営されてきており、水産業会代表として参入している業

者であってですね、公共性があると私が判断しておりますし、また、公募によらなかったことは、 先ほど申し上げたのに加えてですね、第11回行財政改革推進本部決定の指定管理者制度活用の基本 方針の中でですね、管理者の選定の考え方の中で、いろいろ制度の趣旨を生かし、原則公募により 選定します。その際には事業者から施設で実施する事業の企画などの提案を受ける提案型も取り入 れていきます。なお、施設の設置目的などから、指定管理者となる事業者がですね、限定される場 合などはこの限りではありませんという文言がございます。以上です。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

まずですね、今の町長の答弁の中に町直営としてやってきたと、こういうお答えでしたんですが、 先ほど、私1回目の質疑で申し上げたですね、平成17年9月29日付けの県から当時の海山町長宛て に出された改善通知のコピーを提出していただきたいと思います。と申し上げるのは、この中にで すね、町直営でやっていないと指摘されたんです。町が売上も管理していなければ、人件費も町が 払っていないと、これは直営として認められないという指摘じゃないですか。管理主体が運営する 場合に限定してこの補助金が出されている。補助事業の趣旨に反する運営をやっているという、す ぐ改めなさいという指摘を受けているじゃないですか。今の町の直営としてやってきたというのは 嘘でしょう。町直営でやっていないと県から指摘されているやないですか。議長、要求します。そ の原文を議員全員に配布してください。配布されたら私、質疑を続けます。配る間、一旦座ります。

議長

配布をお願いします。

(資料の配布)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

2回目の質疑を続行します。ご覧のとおりですね、平成7年度の沿岸漁業活性化構造改善事業、いわゆるこれは新沿構といわれたやつですね、で補助6,300万円でしたか補助を受けてやったと、その補助事業を所管する水産庁の見解として、施設の管理主体が売上を一括管理し、販売員に給料を支払う形式のものに限るとなっています。町が直営する前提で補助金を出したと。ところがですよ、貴町は当該施設の管理運営等にあたり町条例等を制定し施設の展示販売者を公募をするととも

に、その展示販売許可者から展示販売業務料を徴収するなどしており、当補助事業の趣旨に沿っているものと認められないと断定されているのです。これはへたすると補助金の適化法で補助金の返済をすぐにやらなんだら、これ償還命令が出たんじゃないですか。返還命令が。補助金の趣旨にあっていないという水産庁の見解を出しているという県の、あなたが町が直営しているという根拠はどこですか。町が直営していないと書かれているじゃないですか、県から。旧海山町が出した事業計画書とか管理規定ではこれは町の直営ではないといわれているじゃないですか。重ねてお聞きします。町の直営ではないにもかかわらず、今の答弁はお間違い、勘違いじゃないですか。条例違反ですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

形態としてですね、町直営の形態をとってきたものと私は思っておりますし、考えております。 17年管理運営方法について、当施設のですね、平成17年9月29日に改善通知を受けました。その後、 県と協議して指定管理者制度導入の方向で検討し、内諾をいただきましたので、指定管理者制度導 入の作業に入りました。平成18年8月10日付けで指定管理者制度を導入して管理する改善計画、協 議書を提出し平成18年9月25日付けで承認の回答を文書で交わしております。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

これが来たから指定管理者制度でいわば模様替えしたんでしょう。これを言われたから。県とか国とか、いきなり文書通知は来ません。通常は口頭で自主的にお宅のほうで改めてくださいよと来るのが普通です。これは県の、この間まで県の職員だった副町長のほうがよく知っています。今、行政指導って行わないのが普通ですよ。これは裁判で、法廷でけりをつけくださいよ。解釈が違う場合はね。だから違法の場合だけこういう通知が来るんです。旧紀伊長島町も恥ずかしいことですが、二度改善命令を受けている。ごみ焼却場でね。大気汚染防止法違反であると。煤塵が基準よりもオーバーしていて、2回停止命令が出たんですよ。大変、普通恥ずかしいことなんですよ。こういう文書通知を受けるということは。改善通知とか改善命令とか、これは建設課長らよう知っとるはずや。2回やられたということは。その時になぜしないんですか。すぐ。町の直営に引き上げて当然、それまで許可による管理委託していた業者さんには、それは補償金を払わんなんでしょう。

町が引き上げるんだから、相手にはそういう知識はないわけですから、普通は、法的な。これは違 法ですよと言われてですよ、補助事業の趣旨にあっていないと指摘されて、町に引き上げればよか ったんですよ。直営に。その時は補償金を払うのは何にも不自然じゃない。出展業者に。何にも不 自然じゃない。その指定管理という制度を1回絡ますからこういうことになるんですよ。ややこし くしたのは町じゃないですか、問題を。そして、出展業者に迷惑をかけたとしたら、それが特殊性 でしょう。おそらく裁判所が言う特殊性というのは、そういうややこしい、こういうものは裁判所 も把握しているわけでしょう。あんたとこのやっていることは直営じゃありませんよと言われたこ とを知っているわけでしょう。町の責任じゃないですか。こういう羽目になったのは皆。だから、 これはこのままいったら補償金をようけ払わんなんなということは認識していた。おそらく認識し ていた。建前で払う根拠はないと言っていたのは本音のところはわかっていたと思いますよこれは。 いつかは何らかの形で払わなん。じゃあ、それやったら裁判所に和解勧告をしてもらって、それを 潮にそれへ乗ろうかという疑いをもたれても客観的に言えば仕方がない。そこまで私はそこまで策 を労するだけの、そういう役者が私は理事者側におるかどうか、私は知りませんけれども、ひょっ としたらという疑いをもたれるのはそこにある。この時やっておけばよかったんですよ。補償金を 必要なら払えばいよい。その時は何にも不自然じゃない。町が直営に引き上げるなら。指定管理し たことが間違いなんです。それでその時にいろんな交換、いわゆる債務者のほうが言っておられる ように騙されたという説明の部分があったんじゃないですか。指定管理だったらずっとさせたると いうようなことを、言ったとか言わんとかの話や。なぜ、指定管理にしたかというところが問題。 それと、誤った説明を理事者側がして議会が2回にわたって指定管理を議決しておる。誤った説明 ですよ。明らかに地方自治法244条の2項並びに町条例の違反であることをひた隠しにして議決さ せた。議決そのものは私は有効だと思いますよ。それは議員が本来は自分で調べて、ひょっとした ら説明に嘘があるんじゃないかと、ちゃんと調べなあかんわけですから議決そのものは有効だろう と思いますが、違法性の疑いは拭えん。これについてのご答弁をいただきたい。これは今私は2回 目かい、3回目かい。

議長

3回目です。

6番 北村博司議員

3回目やな。そのご答弁をいただいたうえで、そういった経過に含めて、町長の責任において第 三者の調査委員会を設置して、そこの精査をいただいて第三者委員会の、議会並びに町民にご報告 をいただくというお考えはございますでしょうか。それによって私はこの議案の考え方が変わって きます。いかがでしょうか。町長の責任においてですよ、第三者委員会。

議長

町長。

奥山始郎町長

いろいろ議員はおっしゃったものですから、私も頭の中は混乱して前後する可能性がありますけれども、先ほども言いましたように、18年9月25日付けて県の承認の回答を文書で交わしているという、この指定管理者制度に移ったことでですね、それで了解を得ているということにおいてですね、それは間違ってはいないということの要因になると判断しております。それまでは違法ということは、県からの指定を受けてですね、この違法を違法でないようにするためには指定管理者制度にいくことはよろしいと、そういう了解を、承認を得ているということでございます。それから、先ほどにも答弁しましたように、そこから議員は最初に言われたように、この仮処分申請命令申立については、先ほど答弁したとおりでありまして、そのほかの他意はございません。それから最終的に議員がおっしゃった第三者機関、委員会ですか、委員会を町長の責任において、これを設置してはどうかということでご提案ですが、私はそれを設置する考えはもっておりません。以上です。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

町長、もう僕も質問やめとこと思ったけど、町長の答弁のいろんな関係の中でですね、要は町長、私はいつもですね、町長にですね、やはり、町長の答弁というのは、紀北町の約2万弱の町民が背景にあるから町長の言葉としての重みもあるんだということ今までずっと言ってきたわけです。そして、町長の答えというものは一貫性をもってなけりゃいかんということも指摘してきました。そういう中でですね、今回、お魚らんどという大きな問題になってですね、解決をみるようになったわけですよ。しかし、これも司法の判断に委ねなければならなかったということもですね、本当に私としては情けないところがあります。そして、一つはですね、町長に答えていただきたいのは、業者に対してですね、その説明の時でもいろんな議員からでも意見があったと思うんですが、やはり、過ちを町民に対してもですね、また、この支払いはしなくてもいいという説明に対してでも、この業者と町民に対しての町長の謝りの言葉がなければ、これは収まらんの違うかということの中でですね、今回、いろんなその時に、広報とかいったいろんな意見もあったと思います。しかし、

テレビ放映をされたら一番いいんじゃないかということであったんだけど、放映はされなかったんで、そのことに関してはどういうふうに業者と町民に対してこのお金の出すところの根拠をね、どういうふうに説明があるのかというところが1点です。

そしてですね、近澤議員が今まで指摘した中でですよ、梯子を取られたように思うという質問に 対してですね、私はしていないというような、近澤議員もそういうような今までの説明の中でそう いうような意味の質疑をしたと思うのです。そして、その中で訴えの提起に関しては議決がいらな いかということも言われましたね、町長。その中には、訴えの提起の中に、まだ12条は和解、斡旋、 調停といろいろあるわけです。私は前にも行政報告でも言ったように、この訴えの議決を求めたん でなくて、訴えをする場合は必ず予算が伴うから予算措置をしなければならんということを言った はずです。だから、これに対しては議決はいらないけれど、予算がいるからやはりこれを皆議会に 報告せなならんのじゃないですかと、だから、議会軽視にあたるんじゃないですかということにな って、12月の17日ですか、説明会があったと思う。やはり、そういう面もですよ、町長、一貫した 答えを持っておいてもらわなあかん。だから、近澤議員の言われた訴えの提起、あなたは議決をい らないと言いながらも、やはり、そこであなたは当事者でお金が要るんですから、予算、弁護士代 63万円、これも高いと思うけれど、しかし、それにはないけど、予算が伴うから、やはり、議会に 報告すべきであるというやっぱり報告が来るのかな、答弁があるのかなと思っていた。それがない。 議会には別に諮らなくてもいいというような答弁だった。それでは、やはり、議会は納得しないよ ということもちょっと考えていただきたい。そこのところは今後、どういうふうな考えでもって対 処するのかちょっと、2点目、それがね。

そして、今回もう1点ですね、相手方の業者に対して、これも近澤議員だったかな、の答弁に対して、ルールを遵守することが必要だと。これは先ほど言ったようにですよ、業者に対して謝らなあかんと言いながらもこの議会の中では遵守することが必要と、ルールを。また、業者を悪く言っているような感じを与える。このルールを遵守することをしやさんようになったのは、北村議員と一緒のような意見になってしまうけど、あなたがここが、させるようにしたあなたが原因じゃないですか。だから、必ずこれは業者に対しても謝るとかいう配慮は必要だと思いますけど、そこのところと、これの答弁の誤りだったら誤りとはっきり言っていただきたい。これだったら業者も納得しませんよ。これ。それが3点目。

それでですね、先ほど、北村前者議員も言ったようにですね、やはり、担当課のですよ、課長が 委員会で述べたことに対して、あなたは最初、私の監督不足だというような答弁をいたしました。

いかにも課長がですよ、間違った答弁をしたということをあなた認めているわけですね。もう今訂 正したけど。だけど、これは町長、これは執行部の皆さんもよく考えてほしいと思うのは、町長、 やはり、あなたはですね、この国家賠償法第1条1項というのはですよ、国または公共団体の公権 力の行使にあたる公務員がですよ、公務員になるんですよ、だから、あんたの判断、もしくは課長 だったら、課長の判断が間違ったら、委員会はあなたの代理で行っているわけでしょう。公務員が その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えた場合は、公共団体は その賠償の責に任ずる。つまり、あなたが判断を間違ったことによって紀北町の町民の税金が皆支 払われるわけですよ。だから、あなたはトップとしての判断、ミスはいかに大きなものになるかと いうことをやはり認識をしていただいて、やはり、答弁をきちんといただかなければ議会軽視に皆 あたります。はっきり言って。そして、そのことによってですよ、2項として、今度は前項の場合 においてね、公務員に故意または重大な過失があったときは、国、公共団体は、その公務員に対して 求償するということになっている。だから、あなたが言ったような、やはり、先ほど課長を軽んじた ような答弁をしてしまえばですよ、これ皆何かがあったときには、お金が動いたときは必ずなります よ。今の北村議員のことでも違法かどうかというときには曖昧なことをやっていれば、これ訴えられ たら必ずこれになりますよ。そして、この補償金はあなたが払わんなんようになるよ。その重大性を 先を読んで答えてもらわな、町長、そこのところはどう思っていますか。この4点をちょっと明解に 答えていただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

1点目、町民と業者に対して、町民に対しては広報等で説明をさせていただきます。それから、業者に対しては、面談の上お詫びをしたいと思います。

それから2点目は議会に説明しなかったと、これは前者議員の指摘もありましたけれども、このような歳出を必要とするものです。結果的にね。そうなりました。ところが、その時点においては私は主張して根拠がないというふうに主張してきたんですが、一部はそれは裁判所も認めるところですが、いろいろな判例等を勘案して特殊事情を裁判官は勘案したうえで和解ということになりました。それで、今、指摘を受けたことについては、今後、よく考えて対応してまいります。それで、1番と2番についてはそれで答え、4番目、先ほど、私は冒頭を取り消しましたよね。お詫びしたことについては、それはあなたがご指摘されたとおりだと思いますし、そのことは気づきました。途中でね。それ

で私は、これは私の失言かな、まずかったなというふうに反省して、それを取り消させていただきました。以上でございます。

町長

入江議員。

11番 入江康仁議員

ちょっと答弁不足です。町長、私はその2つ目に町長答えたけれどもですよ、議会に報告どうの こうのというのは僕は、あなたはこの和解条項の中のことを言っていましたけど、そうじゃないん です。提起するまで、訴えの提起に対してはですよ、議会に諮らなくてもいいということやったわ けですよね、前者議員の質問に。それに対して予算を伴うから、皆やはり、ここにあるように94条 ですか、訴えの提起、96条の12項ですね、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁にということは ですよ、予算を伴うから議会に報告しなけりゃならんよということを言っている。そこのところを 明解にちょっとこれからはするのかしないのかというところを答えていただきたい。それと、もう 一つは、町長、相手方に対して、ルールを遵守することが必要というようなことを言って、何をル ールの遵守をしてくれと言っているのか、これも明解に答えていただきたいんですよね。何を遵守、 だから、業者に対してはあなたは面会で謝るというけど、またここで言っていると今言ったように、 業者を悪者にしているような言い方をする。だから、一貫性がないからあかんというのさ、町長。 そこのところ明解にあれしてください。そして、町長、各課担当課長も、これからは本当に町長、 あなたの答弁でね、もう委員会になってもどこへ行ったって答弁できなくなるようなことをさせた ったらね、能力も発揮できなくなるから、やはり、そこのところはきちんとやっぱり、今、言った ように認めたり認めなかったりするんじゃなくて、その代わりに答弁を代わりにさせるんだったら、 あなたが俺の代わりだということぐらいの認識を皆通達させておかなあかん。担当課長に。それく らいのやっぱりあれをもってやっていただけるかということを質問しているんで、そこのところを 明確にちょっと。

議長

町長

奥山始郎町長

先ほど、前者議員に答えたのはですね、これは訴えの提起じゃなくて、仮処分の申立なんで、これが議会に説明がいらないというふうなことでありました。しかしながら、予算が伴うということでありますんで、今後、よくそのへんを考えて説明をさせていただきたいということです。

それから、ルールを遵守するということはですね、債務者ら参入業者が9月30日をもって退出するというルールなんですよね。取り決めたことが守られなかったということについてですね、今後も町と町民の間で信頼関係が損なわれるかもしれないので、そういうことはお互いによく注意して守っていただきましょうということでございます。

それから、先ほども説明しましたけれども、常任委員会等で先ほどの議員も言ったように、私の 代わりとして答弁をされている課長に対してですね、絶大の信頼をもっております。私も非常に議 場というのは大変緊張感のあるものでありますんで、ちょっと早く対応しすぎたかなと反省してお ります。以上です。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

あのね町長、ルールを遵守してほしいのがというのはですね、ルールを遵守しなかった、できな かった業者に対してですよ、この今回のお魚らんどの場合は、どちらに非があったのだろう、どち らが悪かったんだろう、ルールを遵守しなかった業者が悪かったのか、遵守させようとした町が悪 かったのか、そこは業者のほうがルールを遵守しなかったのは、あなたたちが行政側が間違ったこ とをやっているからルールを守らなかったわけでしょう。ルールを守れないようにしたのが、町長、 あなた方じゃないんですか。そして、私は今までですよ言っているように、だから、このお魚らん どには無理があると。だからこれは突如として高速道路のインターというものができてきたからこ の問題が起こったんだろうと、だから補償するのが当たり前だと。私は議会でずっと言い続けてき た。そのようなこれは本当に和解条項に入っているわね、これで、この5ページですか、本施設の 撤収は高速道路建設という本件施設本来の用途とは関係のない公益上の理由によるものであるから、 だから、業者に対してはある程度の補償をするのは当たり前だろうと、こうなんですよね。だから、 それをあなたたちは今まで払わなくてもいいんだ、いいんだと言ってきたあなたたちが間違いだっ たから、この人たちのルールを遵守するんじゃなくて、ルールを無視したほうが正しかったんじゃ ないですか。この人ら認められたわけでしょう、主張は。違うの。だから、そこをあなたはまだ正 当化させようと思うけど、これは言われたとおりに払わんなんということは町行政は間違ったから 払うんじゃないんですか。だから、やはりね、僕らも納得してこれは早く収めてやりたい。そうい う気持ちはあります、町長。しかし、片方では遵守する、払うほうではもう和解条項にしては苦渋 の専断だ、これは業者に悪かったといいながら、また違う質問するとですよ、ルールを遵守するこ

とが必要であると、後のことは知らないです。私はこれからどんなことが、こんなことが起こって いたら行政じゃない。同じことばっか。だから、これに関しての私は答弁を求めたところそういう ような形をやったのは町長、あなたじゃないですかということなん。だから、どこにもあるように、 公務員の行使なんですから。町条例を執行するのもあなたなんですよ。執行権をもっているんだか ら、公権力のまた執行もあるんですから。だから、そこの重大な、本当はこれは町長あなた知って いるように、これ問題を起こされた、訴訟を起こされたら、これ払わんなんですよ。今回は議会の 議員の皆さんの賛同を得てなんとか丸く治めようとしているけど、町長、これからはそんな答弁な どは議会では通用するとは思わないでいただきたい。だから、町民の大事な税金を使うのですから、 そして、一町民の中の紀北町という中で町民と町が争うようなことも是非やめていただきたい。ね、 町長。町長、聞いてくれとるの。そういうことのないように、町長、本当にしてください。だから 今回は、私は前回の時でも言ったやん、あれでも私は島本さんとも認識もなけりゃ会ったこともな い、話したこともない。ただ、そういう間違った行政手続き上のもので議会に出しているから私は 憤慨しただけのものでね、町長。そして、私も言った以上は自分の腹が痛まないから町の税金で払 うんだから払たってくれと、これも無責任は言えないような立場になっています、町長。だから、 よっぽどこういう問題の起こらないように、町長、やっていただきたいと思いますが、どうですか。 そして、ルールの遵守のところだけは答弁から外していただくようにならんですか。これをやっぱ りせな、業者はいつまで経っても悪いですよ。そこどうですか。町長。

奥山始郎町長

ルールの遵守ということは、これは何でも通用する言葉ですからね。基本的な民主主義の社会の中でこれは誰ともお互いに守らないかんルールだと思うんさ。ですから、そこはご理解いただきたい。そして、取り決めた約束というのはですね、町が強制的に業者さんにですね、こうしなさい、ああしなさいといってしたわけではないと、そういうことだけはご認識ください。あなたもこれまで何回も言っておられたようにですね、町民と行政がお互いに争いあうということはできるだけ避けたいと思います。ですから、行政もよっぽど慎重にしないと、今後、ますます法的な争いが発生する可能性もありますよね。だから、このへんはきちんと努力します。以上です。

11番 入江康仁議員

僕が言っているのは、ルールの遵守というのは一般的な答弁じゃなくて、あなたはお魚らんどの中の答弁をしているから、私はそれに対して言っているだけなんですわ。当たり前です。ルールは それは守らなあかんのは。だから、今回のお魚らんどに対しての答弁にそう言ったから私は言って いるだけなん。町長、そこなんですよ。それだったら業者はこれを言われれば身も蓋もないよということなんだから、あなたも業者に陳謝するということを今、言ったんだから、だからこの言葉は撤回していただきたいと。これを言っていて謝るというのもおかしいですよ。そういうことになんですよね。そして、これからですね、町長、いろいろな慎重にと、何事にも慎重じゃなくて町長、皆が慎重にしてもらわなあかんのや、本当に町長、そこのところをよく加味して町長の答弁をきちんとやっぱりもつのが私たち議員だけじゃない、私たちの後ろにも約2万人の町民がいるということも忘れんとさ、それもよく加味して答弁していただきたいと思います。そして、答弁だけちょっといただいて、このルールのところだけで結構です。町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

ルールの遵守でですね、広範囲にご理解いただければこだわることもなかろうかと思いますんで、これは法令遵守ということは行政は特にそうですけれども、どうしても守るべきものが守られていない。しかし、それはお互いが主張を言い合ってですね、それが決着つかないから司法の場で裁判に任せるんですから、それはそれなりに主張として申し上げるのはよろしいかと思っております。しかし、これを傷つけるというような相手側をですね、そういう意思でこれを言っているわけではない。全般の事態の中でそれを申し上げたわけですから、誤解のなきようお願いします。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

松永議員。

17番 松永征也議員

町長の見解をですね、1点だけお聞きしたいのですが、この問題はですね、指定管理者制度を導入した施設ということだけにですね、現在ですね、他の地方公共団体においてもですね、この指定管理者制度が着実にですね、進んでおると思うわけなんですが、他の市町村にですね、影響することがないかについて、町長のですね、お考え見解をお聞きしたいのですが。というのはですね、今回はですね、裁判所の和解勧告に基づいて、そういうことに基づいたものだけにですね、他の市町村への影響を及ぼすのではないかという、そのようなことをちょっと危惧しますもんですから、町長の見解をお聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

市町村においていろんな事態が発生してくると思いますけれども、今回、紀北町の和解勧告について、指定管理者制度のうえでのですね、影響というのは絶対ないとは言えないと思います。以上です。

議長

松永議員。

17番 松永征也議員

指定管理者制度というのは、平成15年の地方自治法の改正によって創設されたものだと思うのですが、そのようなことからですね、まだ年度も浅いわけなんで、いろいろと過去のいきさつとか、特殊性ですね、そのような今、過渡期にあると思うもんで、うちと同じようなですね、ケースのところもあるんじゃないかと思うんですがね。町長の今の答弁、根拠というんかね、裁判調停も行ったし、それから今度はなんですか、仮処分の申立もやったというような経過の中でね、町長はどのように判断されておるか、他の市町村への影響がなかったらええがなという気持ちでおるもんですから、もう一度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

この件につきましてはですね、調停もなされましたけれども、結局それは成立しなかった。次の 事態に入ってですね、立ち退く立ち退かないことが出てきて、これは法的にこれを解決するには仮 処分しかなかったという選択、これが今回のその裁判所の中では非常に難しい特性があってですね、 和解という手段、方法を提案された、それをいろいろな今まで申し上げてきた理由によってそれを 私が受け入れたいと判断させていただいた、これも解決の方法であると思っておりますんで、それ を他の市町村の方々がどのように受け止めるかどうかは、これはケースバイケースだと思いますけ れども、今後もそういうことがあるかもしれません。しかし、それはそこの持っている能力、それ から知恵で対応していただきたいと思います。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

1月30日流会になりましたけれども、その時点でも質疑を行っておりますので重複するところは 避けたいと思いますが、ただ1点、午前中からのいろいろ質疑もありましたように、この仮処分の 決定というんですか、仮処分の性格といいますか、そういうものについては私もいろいろ流会とな ったおかげといいますか、なったので期間がありましたので調査をいたしました。法律の専門家に も聞き取りながら判断するところでありますが、これがすべて正しいとは思いません。ただ、仮処 分の申請というのは、今回の場合立ち退きを可とするか、非とするか、そこのところが一番大事な 点であった。にもかかわらず、この和解案というものが出てきたのはなぜなのかというのは過日も 聞きました。この点についてはですね、町民に対しても、私たち議員に対しても当然、説明しなく てはならん。顧問弁護士を通じてどういう仮処分だったのか。本当に退去させることができなかっ たのかどうかという点ではできなかったという町長の午前中の答弁もありました。特に特殊性を考 えて退去命令を出すのが難しいという司法の判断みたいなのが出たということでございますけれど、 これは退去命令が出せないということだったのかどうか。申立書の全文を全部見ていないので私も わかりませんけれど、実際には退去命令を出したときにはすべての問題が解決するんです。一言で 言えば、業者の方が退去してくれればすべてのものが解決するんです。ところがそれが解決しない となると、これはそれ相当の和解金を積んででもこれは解決しなくちゃならんというのは僕もよく わかります。それであるならば当然町民に対してもきちっと説明はできると。ただ、仮処分申請を 出しながらですね、決定といいますか、裁判所の申立仮処分申請をした中ではですね、この和解案 がすでに、午前中もありましたね。仮処分の中には当然、和解というレールが引かれていたのでは ないかと。そんであったら、とんでもないことだと私は思うのでですね、先般も聞きましたけれど、 仮処分申請については退去せよと、いやしなくてよろしいという、その二者択一の判決が僕は出て いないと思うんですが、町長、そこの判断はきちっと法的にもですね、緊急を要する場合に仮処分 申請を出すのだと通常の場合はこんな仮処分は出しません。例えば、工事をここまでしてきたけど、 これは家屋に対する影響が出るということで早急に止めてほしいというような仮処分申請等もあり ます。そういう意味ではこの仮処分申請の判断というのはですね、この退去命令を出すのは難しい ということよりも、退去命令はできませんという判断か、退去しなさいという命令なのか、そこの ところをまずはっきりして次の段階にはどうしても和解しなくちゃならんのだったらせなあかんと いうステージに登っていかなあかんのやないかと私は思うのですが、町長の判断を聞いておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

裁判所ではですね、退去命令を出すということは大変難しいという見解であります。したがいまして、その結果和解というものが選ばれたという、提案されたということでありますんで、もうそれは裁判所内部のこれまで蓄積された事犯がいっぱいあると、その中でのですね、難しいという結論が導き出されたものと理解しています。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

町長は昨年まで言われていた、前回も言いましたけれども、これは法的にお金を出す根拠がなん にもないんですと。これは不法占有なんですということで町長の判断で言われてきました。私もも ちろんそうだと思っておりました。ところが、この仮処分申請をするにあたってどいてくれないか ら、収用するにあたって当然、退去命令が僕は出ると思っておりました。ところが全然違う和解案 という格好で出てきたのでですね、この申立書、確か前にも出ましたけれども、申立書を見たいと いうことが言われておりましたけれども、その申立書にはですね、和解の和の字が入っていたので はないかという懸念すら疑わざるを得んという、僕の判断なんです。それであるならば、当然、和 解の線で裁判官は判断するだろうし、そういうことも考えられると思います。当然、顧問弁護士も 入ってのことだと思います。しかし、これは町の強い意思でどちらか出してほしいと、早急に5日 以内に仮処分の決定を出してほしいと、司法の判断を仰ぐんですということで顧問弁護士と相談し ながら裁判官にあたったのかどうか、大変疑わしいような感覚に陥ります。今回の和解案というも のについては。そういう点では初めから和解があったのではとんでもない話だし、仮処分というの は性格上、そういう意味では1日も早く退去してほしいということで司法の判断を出してほしいと いうことでしたんですが、出せなかったという判断ならわかるんです、それで。仮処分申請で退去 命令は出せませんというのならわかるんですが、大変難しいのだというような話というのはあるの かどうか、僕は個人的に調査した結果は、これはどちらかですと、どちらかで早急に出していくの が仮処分申請の性格だと聞いてはおるのですが、そういう点では町長いかがですか。これは何とい いましても、和解金を出すにしても出さなくても当然、町民に対し、議会に対して説明をしなくて はならん部分だと私は思います。この説明抜きにして、この問題はオブラートに包んだような格好 で皆良かったという格好にはなりませんと僕は思うので、町長の判断お聞かせ願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

仮処分は最初から和解を求めたものではなくてですね、最初に申し上げたようにですね、建物明 渡し断行の仮処分を申し込んでですね、建物を仮に明渡せという決定をいただきたいということで いきました。この顛末については、広報等でですね、ご説明をさせていただきたいと思っておりま す。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

端的にお伺いします。再度。広報等で知らすと言いますが、裁判所の仮処分の決定というのは、これは退去させることができません。難しいですということであったということでよろしいんですか。その点と裁判所もいろいろ和解や斡旋や仲裁やいろんな方法がありますね。これはやっぱり仮処分の決定が出てからそういうものに移行していくと判断を僕はするわけですが、この仮処分を出してすぐ答えとして和解案が出てくるというのはどうしてもわからない。町民にも説明ができない部分なんですが、それは確かに国交省からの移転補償で穴埋めはできますけれど、これはやっぱり税金ですから、この2,000万近いお金はやっぱりきちんと筋の通る話を町民には伝えなければいけないと、私自身議員の役目として責任を感じているんでですね、あえて同じようなことを聞くわけですが、もう3回目ですから、その判断、司法の判断といいますか、これは判決ではないわけですね、仮処分の決定、決定という部分を正確に教えていただきたい。その中身というのですか、もしあったら文書でも出していただきたい。あとでも結構です。

議長

町長。

奥山始郎町長

これまで5回の審尋の経過等についてご報告をさせていただき、町民の皆様のご理解がいただけるようにわかりやすく説明いたします。

議長

谷節夫議員。

21番 谷 節夫議員

21番。町長、お答えください。まずですね、指定管理者制度は今までの質疑の中で間違っていな

かった。それからまた平成18年の9月1日から19年の3月まで管理指定に指定した。そしてなおか つ、3月から6月まで6ヵ月間、指定管理を延長した、これも議会で議決、私も賛成しましたが、 今までの町長の答弁でですね、私はこれも間違っていなかったと、私は理解するわけなんです。そ してここでですね、そのときの中でやはり管理指定のルール、今の約束事をですね、やっぱりこの 参入業者と町が完全に9月になったら立ち退きますという、やっぱり協定を完全に結んでいるとい うことで、これも私はそのことは間違いないと理解しております。ですから、そこで参入業者がな ぜ居座ったか、そこなんですね。それで今までの答弁で今の言う、なかなか9月になっても立ち退 いてくれないから、仮処分の中であくまでも町長は議会で説明して、この参入業者が必ず出るべき だと、これは何も町としては責任を持たなくてもいいということを信じてですね、仮処分を申請し た。それを考えてみれば町長、議会軽視というのも、ここに私は来ると思うのですね。和解案にな る前に5回も6回も、5回審尋をした中でですね、議員に全協で説明も開きましたが、やはり、そ の時に町長は自分が曲げなかったことをいくらこの審尋で裁判所に言われたとしても、私はこれは 初めてのいわば法的というか、この審尋はあくまでも裁判で決定したんじゃなくて、促されたこと だと思うのですね。ですから、これに時間がないとか、あるいは立ち退き料をもらえるからとか、 あるいは今まで前者議員が質問したように、町長はその段階において、そうしたほうが、平たく言 えばそうしたほうが楽ではないかというふうに動いていったとしたら、非常に僕は問題があると思 うのですね。今まで指定管理制度というのをきちんと導入して、いろんな形でそうしたことを指定 管理に我々はしようということで、指定管理になる人たちの審査委員会を開いて十分検討しながら 審査をして、そして、指定管理者にしている、そういう例もあるわけですよね、町長。そこの重さ を私はここで仮処分をして、裁判官に言われたからそれに賛成しろと、まあ平たく言えば、そうし たほうが町も特であるし、今後そんな争いもしなくてもいい、また業者の要求も聞ける。ただ、そ れだけでやっぱり町長、これに賛成せえというのは、私は本当に無理だと思うのですね。ですから 町長、あなたはその中でそこのことをもっとやっぱり弁護士と相談もした、そして、弁護士の言う ことも聞いてそうだと思ったと、本当にこれを納得のいくだけ町民に説明できるんですか。私はこ の場でそれに賛成せえって手を挙げよと責められても、これ以上、町のそうした説明会のときでも いろんな形で議員が町長に迫った、やっぱりこの指定管理制度という大事な制度を守り通して、そ して、できるだけ町をスリムにして、できるだけのいろんな予算を削って、そうして町の負担を軽 くして民間に任すというこの制度をこの入り口で曲げてしまったら、町長、どうなるんですか。こ のことを町長はどうお考えか、きっちりといろんな形で町長はしてきたということの、私は道筋は はっきり理解できますから、町長、これが紀北町という新しい町長ができて、町長は今船に乗りかけた。そして、舵取りをしていく中でこういう難しい問題が起こってきたことは間違いないんです。ですけど、これを切り抜けなければ本当の紀北町というのが町長、できないと僕は思うんですよ。私は町民にそういう説明をしているわけなんです。町長、どうですか。これは本当に明解に、今から2号、3号、4号という議案の中で最終的に僕は手を挙げなければいけない。これは本当に慎重に考えて手を挙げなければいけないんですよ、町長。明解にこの点をお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

大局的にですね、このお魚らんどの運営事業は指定管理者が望ましいという指導があって、これを指定管理者にいたしました。その前に17年の頃から高速道路のインターがそこへ来るということがわかっておりました。18年の9月1日から3月末までの半年間でもうこれが決着というか、どいていただく、立ち退いていただくということであったけれども、なかなか業者との折衝が進まなかったし、ご納得もいかなんだ。その結果、また議会にお願いして半年の延長をいただいた。その結果なんですよね。ですから、そういうことはお互いの業者も行政もですね、了解のうちでこれを進めてきたわけなんです。それを今度は立ち退かないということになったことで、どうしてもこれは法的に解決するのが行政としては望ましいと私が判断しまして、裁判に順ずるもの、早くできるものとして仮処分の命令申立をしたわけであります。以上です。

議長

谷議員。

21番 谷 節夫議員

町長、もういっぺん質問しますけれど、あなた裁判と言いますけど前者議員の説明に、あくまでも仮処分というのは裁判じゃないですよね、これは。そこをまたあとからお答えください。町長は裁判と言っていないですよ。これはあくまでも審尋で話し合いでこうしなさいという和解をしなさいという勧告を受けただけなんですね、ここを誤ったらいかんと思う。ここを誤るからまたおかしくなる。

それともう1つ、参入業者の中で1参入業者が町のことを理解してくれて立ち退いてくれている んですよね。これ私は、この1業者の私は裏も何もわかりませんよ。わかりませんけど、この業者 が立ち退いてくれたということを、やはり、これは重視しなければいけないと思うんです。議員と

してね。それじゃあ、その2業者が立ち退かないですよという、その力がどこにかかってきたのか。 そのことは町長も回答できないと思う。しかし、何か力がかかって、いや、それは立ち退けないと いう話に、これずっと読むとなっているわけですね。そして、なおかつ、これは町長もよく理解さ れていると思うんですけど、最後の審尋の中でですね、4ページで、やはり、この管理指定という は大事だよということを1項目にあげられているわけでしょう。4ページに。この和解勧告の中で、 1番、債務者が本件施設の利用関係を見るにという段で、下から3番目からお魚らんど海山グルー プの指定管理期間は終了しているのであるから、現時点において債務者らが本件施設を占有する権 原は存しないといわざるを得ないという、まず一つにこのこともきちっと指定管理ということは、 やっぱりそういうことだよということをこの裁判官がちゃんと言ってくれているわけなんですよ、 町長。私が町長だったら、ずっと議員にこれを納得せえ、納得せえと言って、私は払わなくても、 業者さんにはこれは言うべきではないと思うけど、私は48%も今までいろんな形で前者議員も言っ ていたように手厚い手当てをしてきて営業をしてくれている。ここなんですよ。ここを町民は皆言 うわけなんですよ。参入業者の中でもそのことをちらっと言っている業者もおそらくいるんじゃな いかと思うんです。こんなに恵まれた商売をさせていただく、そんな制度はここにあったんかと思 っているかもしれません。町長、あなたはそれは、これは裁判で決まっているわけじゃないんです よ。和解をしなさいと言われているだけなんですよ。だから、私はこの和解勧告には、和解をしな さいといって、これだけの補償をわざわざ付けて出ていただくということはしなくても、きちんと そういう指定管理者制度で約束しておるのにもかからず1業者が出て、2業者が出ていないという、 このことをもっときっちりと時間をかけてでもやるべきだと思うのです。これは立ち退きに1億も らうお金があるから、そこを優先したほうがいい、そんな簡単なものじゃないですよ、町長。私は そう思うんですけど、あなたはどうなんですか。1人が立ち退いたという、その人の気持ちをどう 思っていらっしゃるんですか。そういう業者があるわけじゃないですか。そこを私は議員も十分重 視している人もあると思うのですよ。私はこれはルールを町民は皆遵守して、もちろん行政も遵守 して、やっぱりそのルールを守りながら、紀北町は発展していくという、これは根源じゃないんで すか、町長。おかしいですよこれは。だからこの時にやっぱり私はこの事件については、本当に毎 日議会を開いてでもきっちりと解決すべきだと思っております。町長、あなたはそのへんをどうお 考えですか。1店の業者が素直に9月で立ち退いてくれたという、この重さ、このルールを守る精 神、このことを町長、どう思われますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

その方については感謝しております。しかし、この問題解決の方法としては、法的な司法の場で 行う以外にはなかったということであります。

議長

谷議員。

21番 谷 節夫議員

そしたらですね、強制収用やとかいろんな言葉が出てきて、時間がない、時間がないといいますけど、この際、町長、何か公的なお互いに町民同士がドロドロの戦いをいつまでもせんならんということはこれはやめなきゃいかん。これは私も思っています。ですけど、このことはきっちりと時間がかかっても、たとえ立ち退き料をもらわなくても、私は町長、やっぱりきっちりと法的にこの指定管理制度というのを正しいかどうかというのを、やっぱりきちんと認めてもらわなくてはこれから私はやっていけないと思うんです。そのためにも町長、やはり、時間をかけてでもこのことは解決すべきだと私はこう思うのですが、町長はいかがですか。このことだけもう少しはっきりと説明してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

この問題は町が地権者からあの土地を借りている、地権者からも返還の要求が出ている、そして、 近畿自動車道の紀勢線の要望は東紀州全体の悲願としてこれを要望して促進をしようとしている、 それも考えている。総合的にですね、この和解勧告を受け入れることが望ましいと判断したわけで あります。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で質疑を終わります。

先ほど、動議が提出されておりますので配布させていただきます。

(動議の配布)

議長

ただいま奥村武生君ほか2人から、沿岸漁業活性化構造改善事業(地域産物展示販売施設)に関する事務の調査に関する動議が提出されました。本件を日程に追加し日程第4の1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて、採決したいと思います。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、日程第4の1として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに賛成の方、挙手願います。

(少 数 挙 手)

議長

挙手少数です。

したがって、日程第4の1として、直ちに議題とすることは否決されました。

この動議については、日程第8として取り扱いすることといたします。

事務局からちょっと。

中野直文議会事務局長

ただいまの取り扱いについて説明をさせていただきます。議員から動議が提出され、所定の賛成者があるのでこの動議は成立いたしております。ただいま、議長がお諮りになりましたのは、直ちに日程を変更し、第4の1として直ちに扱うことの採決でございまして、議案としては否決されましたけれど、議案としてはまだこの動議が生きておりますので、日程の最後に諮らせていただきたいということになったということでございます。以上でございます。

議長

次に日程第5 議案第6号 仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解に ついてを議題といたします。

質疑を行います。質疑される方ございませんか。

平野議員。

12番 平野隆久議員

冒頭の議案説明において、課長が備品、資材の232万円について、今回、和解金の算定方法として裁判所の和解に沿ってこの金額が示されたという説明をされたんですけども、それではなぜ、その前の時点でどういう理由でこの部分が欠如していたのかについてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

議長

中村産業課長。

中村高則産業振興課長

質問にお答えします。器具、備品、資材についての補償の件なんですけども、最初の時点では、この資料をですね、提出がなかったわけです。そういうことでゼロということで、2回目、31日でしたかね、本人島本氏が税務署へ行きまして取ってきました。そういうことで資料が整いましたので、和解勧告の内容と同じような形で計算させていただいたわけですけど。

議長

平野議員。

12番 平野隆久議員

確認なんですけど、1月30日に流会になった臨時会がありましたよね。31日に算定のあれを持ってきた、向こうから持ってきたん、こちらから持ってこいと言ったんですか。向こうが勝手に忘れていたよということで持ってきたということですか。31日に。詳しく説明してほしいのですけれども、結局、31日に島本さんのほうからこれを忘れていましたよということで持ってきたということで理解していいんですか。

議長

中村振興課長。

中村高則産業振興課長

ちょっと、すみません。資料につきましては、16、17ですかね、前の分についてはあったわけなんですけれども、18年度につきましては整っていなかったものですから、提出をお願いしたわけです。そして、算定については、先ほど、朝のところで説明したわけですけれども、公平を保つ時点で適切な対応であるということで、今回、判断いたしまして、器具、備品、資材等についても同じような形で計算させていただいた。そして、所得についても以前と違った形で山本氏と同じような形でやらせてもらったということです。

議長

平野議員。

12番 平野隆久議員

今の課長の説明では18年度の決算がこの前の時点で出ていなかったので、18年で出た時点で、器具、備品、資材が出たということで、結局、16年、17年に載っていなかった、18年度に初めて買っ

た機材、備品、資材代が232万円ということで今の話だと理解せざるを得んのですけども、16年、17年にはこれは載っていなかったということですね。18年のあれが出て初めて232万円ということが出たということは、18年に購入された器具、備品、資材のみが232万ということで理解になってきますよ。そういうことでよろしいんですか。927万か、ごめん、927万ね。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

いや、そうではないんですが、資料としては、16、17は器具、備品、資材についても添付してありました。しかし、18年分については所得のほうだけなかったものですから、新たに提出していただいたということで、16、17については、器具、備品、資材については計算に入れていなかったということです。そういうことです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

平野議員。

12番 平野隆久議員

議長から整理してほしいんですけども、結局、最初の答弁でしたら、18年の決算書に出てきたのでこれが出てきたという説明をされたと思うのですけど、最後のほうでは結局載っていたのにうっかりしていたということを最後の答弁で言われたんですけど、どういうふうなことで知ったのか、はっきりと答弁をお願いしたいと思います。議長に答弁の説明をお願いします。

議長

課長、再度答弁お願いします。

中村高則産業振興課長

16年、17年の確定申告書の中に、器具、備品、資材等の資料はありました。しかし、算定するにあたりまして山本氏等と同じような形である程度進めたんですけども、金額的な調整もありましたので、一応、省いたというか、

議長

町長。

奥山始郎町長

補足いたします。この4番の器具、備品、資材代の算定は、前回はしておりませんでした。しか

しながら、裁判所の算定方式を取り入れたという基本的なものがありまして、これを減価償却の残 高927万円を算定式にしたがって計算して232万となったということであります。今回、改めてそう いう計算をいたしました。前の所得については、17年と18年をいたしました。以上です。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

税務課長にお尋ねします。前の前回出された確定申告書のBによると青色申告ですね。この方は。ちょっとお聞きするんですが、青色申告の場合、赤字を出しますと、それまで黒字であった場合は遡って3年かな、合算しますね。赤字が出ると、前のが前年度あるいは前々年度も赤字が、これは青色申告の特典としてあると思うのですが、そして、前の年に仮に黒字で納税していると、還付されるんじゃなかったですかね。ちょっと、えらい私も近年青色申告というか、確定申告は税務署任せなんで、ちょっともう忘れてしまったんですが。自分でやらんもんで最近は。ちょっとお聞きしたいんですが。えらい初歩的なことですまないんですが教えてください。

議長

税務課長。

上村晴彦税務課長

北村議員のおっしゃるとおりに還付ができるというふうに認識しております。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

町長、このおかしいんじゃないですか。18年度に赤字が出ていますね、103万8,000円、17年度は317万5,000円、16年度については2,735万円の赤字、その前の年は42万8,000円の黒字ですね。これ今の税法、所得税法からいくと、税金を納めていないんじゃないですか。実質還付されているでしょう。今の税務課長の説明でいくと。ということは、所得はなかったということになるんじゃないですか。所得税を払わない限り。つまり赤字が出ると遡って還付される制度が青色申告の特典としてあるはずですよ。今、確認したらそうだと言っています。これ318万円、159万円足して2で割るこんな計算あるんですか。違うんかこれは。2で割る、17年度つまり黒字が出た年だけの足して2で割る割り算で、それに掛ける2で318万円でしょう。159万円。これ、しかし、税法上は黒字じゃないんじゃないですか。この2年間。所得補償の基礎としてはおかしいんじゃないですか。この申

告書類を使ってくると。これ多分、還付されてますから所得税払っていないはずですよ。ここ数年間は。町長、お答えいただきたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

裁判所の例によりますと、説明から入ります。17年度と18年度を合算してその平均をというふうな、それに対する補償額の所得の額の算定ということでそれをさせていただきました。

6番 北村博司議員

答弁になっていないわ、議長。裁判所の算定は山本さんと小山さんやないかな。この人を算定しておらへんやん。

奥山始郎町長

順じたものです。

6番 北村博司議員

いやいや、順じていない何にも。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

合算したら317万5,000円から103万円を引いたらこれは誰でも計算できるじゃないですか。これ 0 円にするのがおかしいのですよ。赤字を。0 円じゃないですか。納税証明出せるんですか。18年度は。三角で。だから、どんどん矛盾が出るんですよ。前と基準を変えたんですね。前回は15年度、16年度、17年度の3年間だった。今度は17と18を使っておる。多分、前の他の方との基準の年度が違ってくるんで矛盾が生じてきたもんで今度は合わしたんでしょうけれど、前と違うんですよね、これ。合算したらおかしいじゃない。合算して足して2で割ったらね、100万円じゃないですか。100万円ちょっとじゃないですか。214万円の半分ですから、1年あたり107万円、ということは214万円にならないかん。こんな数字は、こんな算数は小学校高学年でできるんじゃないですか。中学生はもちろんですね。足して2でわっていることにならないです。ちょっと説明を変えてください。算出の根拠。あなたは裁判所の示した基準に沿ってと言ったけども違うんですよ。足して2で割っていないんですよこれ。三角をゼロとする計算はどういう根拠なんですか。裁判所はそう言ったんですか。赤字の時はゼロにしなさいと、こう言ったんですか。議長、全然私の質疑に答えていない

んですよ。これは算出基準は違っています。裁判所の言ったやつと。だから優遇でしょう、これは。 あなた裁判のほかの示した基準でと言ったけど違うなこれ。もっと正しく答えてください。ゼロに するのはおかしいんです。税金は還付されるんです。所得税は。青色申告、町長もおやりになって きた。法人やであれでやってもらっていたかな、町長とこは。個人だったら、青色申告の特典とし て還付されるんです。税金は。赤字を出すと前年の収めていた税金は。そうやって専門家の税務課 長は今、答えたやないですか。裁判所は税法にないことを言うわけがないでしょう。法律にないこ とを。そんな基準示すわけないでしょう。だから納税証明でやっているんでしょう。確定申告の写 しできているんでしょう。どうもあなたの説明は説明になっていない。

議長

町長。

奥山始郎町長

この18年度の0円にした根拠、根拠といいますか、弁護士とも相談の上、0円とするということが望ましいというご指導も得ております。裁判所じゃありません。基本的な積算の方法は裁判所からあった方法に順じておりますけれども、このマイナス103万8,000円については、その事例は裁判所には今回なかったんですから、これについては弁護士と相談の上で0円として積算いたしました。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

これまで流会になった時に、確か休憩の間かこの本会議場で言ったか、ちょっと私も記憶にないですが、代理人は係っていないと言った、算定について、積算基準について、今やったら弁護士の指導だという話でしたでしょう。どっちが本当なんでしょうかね。だから、税法に基づいていないしこの算出の仕方、弁護士が税法を無視するような説明をするとは思えないけれど。商売人が儲かっているか、儲かっていないかというのは、税法にしたがっていうわけでしょう。普通はそう言うはずですよ。俺は本当はこんだけ儲かっているんだと、だけど、そんなことはないと思いますけれども、申告は赤字にしたんやっていうようなことはありえん話でね。確定申告は正しい損得を反映しているはずです。赤字が0円なんていうのは、私はだから説明を変えてもらえば納得するかもしれませんが、赤字が0円にせえといって、一方では還付を受けるわけでしょう。税法上は所得税の還付を受けている。ちょっと矛盾していますね。私は説明をね、弁護士の指導でこうしたんだというようなね、今までにないような答弁をされると困るというだけのことですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

北村議員、今回の私どもの算定はですね、還付するというところまでは考えてはおりませんです。 しかも、国交省においてもですね、こういうマイナスのときの算定というのは、大変例がないこと であって、私どもがよくいろんな情報をとった上でですね、0円にさせていただいたわけです。

6番 北村博司議員

だから、温情でこうしたと、政治的判断でこうしたと答弁してくださいよ。裁判所の基準だとか、 弁護士の指導だとかいうから。

奥山始郎町長

基本的にはその算定基準をとりましたけれども、今回はこれを0円とさせていただいたのは、私の判断、政治的判断でございますのでご理解ください。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

町長、これは私は言わんと思っとったんやけど、あんたの答弁でどうしても、これね、やっぱり答弁の中で知ってしまえばさ、他の議員も知らなんだでは通らんですわ。お金が動くことに対しては。町長、これだからはっきり言って無理に出さそうとするから答弁できないんでしょう。だから、議会運営委員会でもあったんですわ。これだけ取り下げて、これだけ別にせよと。今回もですね、前に言ったようにこれの算定方法はですよ、前に配った資料5があるわね。15、16、17これも赤字があるからといって今度はこれを消してですよ、今度はまた17、18年出してきたと。そして、北村議員の税金の還付に対しても町長ははっきり答えられない。これは違法な支出としかないですよ。これを議会に認めよといっても、これ、町長無理や。これを通そうと思ったら、私は流会もあれもしたくないから、時間あるんだから、修正したらどうや1回。その気があるか町長。そやなけりゃ、これ否決になるよ、町長。また。こんなものは違法とわかって政治的判断では出せんですよ、こんな金は。無理に説明できんようなあれを出せますか。こないして知ってしまった以上、ほかの議員も賛成できんでしょう。いくら賛成議員だといわれている人もできんよ、これ知ってしまえば。いやいや、悪い言い方かしれんけど、本当言ったらできんわさこれ。だから、修正したらええんや。前の時にも修正せえって、町長。いやいやいや、もう違法になってくやなこれ。

議長

入江議員、和解については議員のほうから修正とか、訂正とかというのはできないということです。

11番 入江康仁議員

いや、いや、和解やなくて、これは補償金でしょう。だから、前のは裁判所による基づきだから、 僕は1号議案はいいんですよ、この最初の。この島本のこれに対しては無理な出し方をしとるから、 これは民法上でしょう。向こうは裁判所の和解条項による中での和解金でしょうこれは。これは算 定も皆出とる。だから裁判所によるですよ、勧告に基づき補償額を積算すると書いてあるから、書 いてあるようにしたったらいいけど、今回出してきたものにならんでしょうこれは。

議長

それも和解のうちやもんで。町長のほうの、理事者側の答弁を。

11番 入江康仁議員

だから、ここに書いてある、こっちは希望をする島本氏のあれやな。こっちはさ、島本氏の出してきた書類によって裁判官の和解勧告に基づき補償額を積算すると書いてあるんでしょう。そういうことになったらならんよといっとるわけやんか。そして、今、前者議員も言ったように、ゼロになったら還付がくるよと、黒字になったら青色申告の場合。そんなんやったらこないならへんやないか。こんだけ明解に答弁いただいてるのに、これをまた無理やりに採決しようと思うと、議員として知ってしまった以上、これを無理やり、違法な支出に対してこれ議決を採るということになるよ。

町長、町長、いやいや、こっち向いていても、言葉は質問やで間違えた。町長はずっとこっち向いとるんやで。ほやけどあんたもよくわかってもらったらええん、だからね、質問は質問だから、 議長にしとらへんのやで。こっちへ質問しとるんやで。顔はどこ向いとっても質問だからこっちですよ、質疑やでね。

だから今回のこれを出そうとする時には、我々に配布したこの資料5をですよ、撤収してですよ、 これが違っていたからと、これに直しましたからというのも先にこれ出すのは筋じゃないですか。 これは説明会の時に配布したものはそのまま議員皆持っておるでしょう。これ資料5。そしてこの 計算でいくとならないということになるんだから、議長、今、前者議員が言ったように、誰が計算 しても裁判官の和解勧告に基づき補償額を積算するって、ならんですよこれ。町長、ならんもんを ね、なると言ったってこれはどないいたします、これ。政治的判断じゃないこれは。ここまで書い

てあるんです。あなたの考えじゃないんですよ。ここにも書いてあるように裁判官の和解勧告を参 考に補償額を積算でしょう。あなたが政治的配慮でよろしくご理解をと頭をいくら下げられても、 ここに書いてある文章を読んだ以上はできないでしょうこれ。担当課長、これ今からでも裁判所へ 行ってこれでこうなるかと、あんた判押してもらって来い。ほんならしたるわ。できんやろこれは。 そんなんやったら最初からこれを外して、あとでどういうことでも話できるやんか。それをせえっ て、これは違法な支出になってくよこれ。この裁判官は怒るよこれ。こんな計算誰がしたんやとい うことになりますよこれ。そういうようなものを議会に出してくるなというんさ。そんで、何かあ った時には町長もさ、議会の議決を得たということになったら議会の責任も重大になってくる。本 当に。笑い事やないよ。皆さん、本当にこれ議員一人ひとり個々で考えてもらわな。このほんなら 書いてある積算にはさ、町長、今、前者議員に答えたように、今度は政治的配慮だというんやった ら、ここを消さなあかんやないか、ほんなら、違うん。だから、ここをきちんとやっぱりさ、弁護 士と言ったけど、弁護士が入っとるんやったら弁護士呼んで説明もさせやなあかん。さっきの質問 で私は弁護士のことを忘れたってちょうどええわ、思い出して。これから弁護士も絶対呼ばなあか ん。これからは。議会軽視するような弁護士を使うな。今度は。弁護士やってきたって、議員はそ のまま弁護士に聞きたいこともあるよこれは。理事者側はきちんと答えられんのやで。そこもきち んとしてもらわなあかん。ここへ書いてある以上、これはやな、裁判所へ持っていって、これで積 算でやったけどっていったら、こんなもの誰がやったんだとなるよ。ここのところが町長、そこの ところなんですよ町長。だから、私らも知らんと、ああ、知らなんだなというんやったらいいけど、 こないしてはっきりとわかってしまった以上は、もうこれやはり議員ですから、チェックするんで しょう。チェック機能があるのが議会やというと、そんならこんなんの中でやってけば、議会議員 もいらんでしょう、もう。まして町民の大切なお金を使うということになればね、今、財政改革で 1円たりともやで、福祉に関してもどんどん削っている中でこんな無駄な金を使うのに、意味のな い金をどんどん出したと、違法的にこれは問題になるよ。だから、これは島本氏に対しては出すな とか出さんとか言わんの。後できちんと議論してつじつまが合うようになれば出したってもらって も結構やと。そやけどそれに対しては時間がかかりそうだから。これ説明するのも。町長に私は1 回修正してですよ、したったらこれ皆今日決まるんじゃないですか。このままやったらできんでし ょう。これ賛成した議員も必ず何かの記事に出されてみな。何やって、議会はチェック機能を果た さんのかとなるよ。ね、町長。そこをさ議員のことも議会も考えて、あなたがトップなん、さっき 言ったように。公権力の執行、公務員です。町長あんたですよつまり。あんたの判断によって大変

なことになるこれは。どうですか。こんだけあれしたら1回修正したらどうですか町長。これは無理やりにですよ、この和解の5号議案、これを成立させるために無理やりにやろうとしている案件ですから、5号議案はこれで裁判所もあなたの説明もきちんとできるでいい、問題はない。これは町民も認めるでしょう。しかし、これは今までのあなたの今までの答弁の中で和解の条項の和解じゃないと、民法上だといろんなあれをしてきた。それも私はある程度は緩和して今まで黙っておった町長。しかし、今の北村前者議員の質問によってできないことがわかったら、これはもう他の議員もできんですよ、町長。まだ時間ある。これ修正するんだったら1時間もかからんでしょう。もう正規な議会に戻していただきたいと思いますが、町長、あなたの本当に大局、さっきも谷先生も言ったですけど、紀北町3年目になってやっていくまちづくりや。やっぱり前者議員のあれも踏まえて、あなたの本当にドンとした考えをですよ、これで方向付けを間違うような紀北町になっては大変ですよ、町長。大局にものを考えて、王道を持って決断していただきたいと思いますが、修正案はどうですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

入江議員にお答えします。私の考えも聞いてください。これは裁判官より審尋の過程において債務者らと均衡を失することのないよう、相応の配慮をすることが適当と考えるという提言をいただいておるわけなんです。しかも、島本氏はこれまでお魚らんどグループの一員として調停にも加わっております。しかも、約束どおり9月30日をもって協約どおり退出していただいておるところです。島本氏から町に対して賠償金の要求が何回もありましたが、審尋の過程において私がそれを裁判官に伝え、裁判官はそこを受け止めていただいたものと思っております。お魚らんどの立ち退きに関して、この和解についてもですね、過分の配慮じゃなくて適正な配慮はこのような計算式で私はご理解をいただきたいと考えるものであります。どうぞ、先ほども前者議員にもですね、103万8,000円のマイナスの所得については0円と私が判断をさせていただいて、17、18年の2ヵ年の平均をとった結果が318万となりました。そういうわけでありますんで、このことを議員の皆様にご理解をいただきたいというのが私の願いであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

町長、先ほども何度も言っているように、僕は島本氏に対して補償を出したってくれとか、ああ していいよということじゃないと言うんだ。言っているのはね、町長。この議案とする手続き上に 不備があるから、あんた取り下げたらどうだということを私は言っておるんですよ。議長、全然答 弁になってないよ、これ。あと1回あるで私言うけど、そやけどさ、これ知ってしまった以上、こ の裁判所のというけど、均衡というけどさ、町長、そんなら均衡にするためには裁判所がこの山本、 小山氏に出したいろんな資料の中でですよ、それを同じように算定するんだったらいいです。かた やここに書いてあるように債務者の第2準備書面を参考に島本氏の希望額を算定と、今回でも書い てあるわね。前と一緒ですわ。そないして出してきて、今度はそれをもとに裁判官の和解勧告を参 考に補償額を積算と、ここが違うじゃないですかということ、積算方法は。そやから駄目ですよと 言っているんですよ、町長。そしてね、町長、この15、16、17年度した、これで流会になったから、 また、17、18年度でゼロと、ゼロとしたのはあんたの政治的判断じゃない。裁判官だって、島本氏 の資料をもって出したんならばですよ、積算するのはやはりゼロになるでしょう。だから、きちん としたものをそれと、そんなら裁判所でね、これできるんだ、これそやけど町長してたら問題にな りますよ、これははっきり言って。だから、修正してくださいよ。僕らも修正やったら応じるわ。 そして、別に島本氏に対しては、私は払うなと言っていない。あなたたちがきちんとしたものを出 してくれば認めますよと言っているの。だけどこれに書いてある、裁判所の裁判官の和解勧告を参 考に和解積算書を出したと書いてあるからこれはならんと言っておるの。あのこれ、皆さん、各課 課長持ってる、これ皆持ってますか。これあんたら計算して税務課長、またあんたとこかもしれん けど、これ積算になる。危機管理課長、今、危機に陥っとるけどどう思うこれ、なるこの計算。総 務課長、なりますか、議会運営にもいろいろ説明あったけど、これなる、どうやな。町長、今度出 すとき正規で、正規であんたの一旦修正案にしていただいて、今度あんた出すときはさ、正直にこ れは裁判官の積算方法では出せないんだと。しかし、町としても島本氏に対しては少々のものをし たいと、そういう政治判断からこれくらいは認めていただけませんかという、正直に出してきたら できるやんか、これは。だからそうせえと言っているの私は。これをしたらチェック機能の議会の あれはないですよ、これで。仮に訴えられたらどうするの、町長。だから、そういうような修正し てやろやないか。あの町長、それやったら皆気良くできる町長。そやなけりゃこれはもうあれやっ たら議決とれんよ、これは、こんな違法な手続き上のようなことをして積算できんやないかな。そ うでしょう。前の時は、15、16、17年は平成16年度は赤字のため平均金額を算出することができな いため、平成17年の所得金額とする、とこうやったんや、16年度は2,700万以上の赤字がでている

から、今度はその17年度の所得金額とすると、これを決めたわけ。今回は18年度が赤字のため平均所得の計算をするにあたり18年度はゼロとした。これは裁判所の積算のやり方だったらいいですよ、町長。これはそやけどさ、はっきり言って、私は担当課長も悪いけど、これは議会にも出すといったら公文書になりますよ。そして、ここの裁判官までついたら、これはあんた虚偽の書類になる。1回それくらいのあら治療をせなわからん行政の執行部なんですかあなたたちは。町長、どうですか。これせなあんたの判断ですよ。そやなけりゃ皆担当課長も困るこれは。公にされた時は、町長、皆行政が正しいことをやっとると言っとったものが町民の今度は不信を一括に背負わんなんですよ。だから、島本氏に対しては、今度はあなたが感情を込めて、こうこうでと素直に全体の中で裁判所の均衡を失することなくというんだったらその中で、それこそ出せないもんかわからんけど、ちょっとこれくらいは配慮のつもりでやりましたということで提案したらどうですか。それで。これはもうここ本当に大事なところですよ、町長。あなたの本当に町としてトップの大きな決断だと思います。こんだけしておって議会の議決は得るとは思わんわ。間違ったことが出てきたんだから。前と一緒じゃないですか。説明できんのやで。ご理解ご理解は1回や2回にしてほしい。町長、そこどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

あなたはいろいろあなたの考えを申し上げてくれますけれども、私も行政の責任者としてこの 138万8,000円についてはですね、これを 0 円とするのは、国交省とかその他の算定式もいろいろ情報をとっています。それで、これが例えば、ゼロとかマイナスの場合には前年のものを 2 年として、 2 倍として考えるというような算式もいろいろあるんです。その中で私は責任者としてこれを 0 円に査定すると決めるということを決定させていただいて、このような額が出てきたんですから、何ら説明不足とか、まやかしとか、それはないと思っておるわけなんです。ですから、議員におかれてはですね、そのへんのところを納得いくとかいかないこととかを言ってほしいのであって、これは私の責任のある判断でございます。その結果、このような算定になりましたんで、ご理解と言ったらあんたにまたごちゃごちゃ言われると思うんで、どうぞよろしくお願いします。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

あのね町長、あんたの答弁は一貫性がないというのはさ、コロコロコロコロ変わるから、そんな らあれはなんですか、ここに裁判官による和解勧告の積算方法でやっておるのは、今度はあんた基 礎的なものは国交省が決めたとか、何とかと言うのは全然違う、参考にしとるけどそうじゃないや ないかなそやけど。そうじゃないでしょう、そやけど。これで通ると思ったらあんたやってくださ い、それなら。それなら白黒つけんなんよ。これは。修正できるわさ、今から、議長の配慮をした らできるやないかな。そんなんやったら、これ仮に議決できなんだらどうするの。議員の議決を得 られなんだらどうするの。そんなんやったら、ここまでせんでもええんと違うんかな。やるんやっ たら議員の皆さん賛同してからしたらどうですか。そやなけりゃ、町長、私もここまで言ったら引 けんようになってくよ、町長。私は通そうと思って修正案を提案しているのに、あんた、この違法 的なものであんたが出すというんやったら、私はこれ以上言いませんけれども、これは私も議員と してここまで言った以上、白黒はつけんなんと思っておる。どっちが正しいかどうかというの。い やいや、思っておるから町長、取り下げるあれはないんですか。質問やでええやん、質疑やでええ やないかな。質問も質疑もそんな細かいことばっか言うとるな。肝心なことものを言え。そやで町 長、そやなけりゃ、白黒つけんなんときになったらいろんなことまた出ますよ。ここまでそやけど あんたわかってできんでしょう、町長、議員や議会のことも考えてくださいと私は言っとるん。そ こで妥協するときは妥協したらいいじゃないかと、これを廃案にせえとは言ってないんやで町長、 出し方が問題あるからということなん。これで町長がこのまま通すと言うんやったら、私はこれ本 当によう審議に加わりませんわ、これ。そこをもう1回だけ言います。どうですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

この議案については何回も課内で協議をしてですね、これで議員の皆様のご理解が得られると判断しております。しかしながら、これをあなたの提案の修正案ということは今、物理的にも不可能であるし、これを修正することは私の姿勢としても不可能でありますんで、どうぞそのへんはわかっていただきたいと思います。

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

今の関連になりますけど、やはり、町長も今質問者に違法とか不法とか言われて、そういうこと

を通すんかと言われて、何にもそれに反応というか、明解な答弁がないと、我々もそれを今度、今日その議決に加わる時には町長は認めとるんかという不信感も思いますのでさね、明解にその点は町長の姿勢をはっきり言ってからしてください。そうせんと私らもそれを頭にあると、町長は不法、違法ということを認めたことになると、我々はそれに賛成することもできませんのでさね、そこのところ、町長の姿勢を明解にご答弁を願います。それだけです。

議長

町長。

奥山始郎町長

前者議員の言葉が膨大に長いもんですから、私は答弁をするのに欠落する部分がいっぱい出てきます。今、川端議員のご指摘も違法とか不法とか、あなたがおっしゃったという、そのことは全然ないと、違法なものを出すはずがないんですから、それはここで明言いたします。

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

もう一度明確にその町長の考えを、そういうところはないというんじゃなくて、もう1回はっき り言ってください。

議長

町長。

奥山始郎町長

私の提案した議案は違法性も不法もないものと確信をもっております。よろしくお願いいたします。

議長

ほかに質問される方ございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

19番 奥村です。このですね約束、約定にしたがって3業者が出てくれればですね、出た場合、 島本さんにつきましてはですね、この上積みがなかったと思うんですよ。そして、審尋を受け入れ た結果、こういう形になってきたわけですから、特段、この入江議員の言うように修正してもです ね、そんなにこう問題ないんじゃないかと思うんですよ。島本さんがそんなに損する部分じゃない と思うんですよ。それから、政治的判断より、税務法上で私は町民の税金を使うわけですから、これは厳格にやっぱりやるべきだというふうに思います。それから本来ここまでこじれたというのはですね、きちっとルールにしたがって、仮処分の申請に対してきちっと結論をいただいて、裁判所に、そして、そのあとですね、この補償の問題に移ればですね、こんなこじれた問題にならんわけですよ。仮処分の申請をしてそれを結論をもらわないまま、今度は和解の土俵の中に乗って、いろいろ審議になっちゃうから余計むずかしくなっちゃうわけですよ。すべて戻るかもわかりませんけどね、きちっとした誰もが納得するようなことにするためにはね、これあとの討論の中で申し上げますけれども、仮処分の申請を行って、そして、そのあと和解なら和解に進んでですね、そして、その中で島本氏のこともすべてオープンにして誠意をもって話し合うのが私は一番いいと思いますが、いかがですかね。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員の指摘するのはですね、仮処分の申請命令をしっかりしていけばこういうゴタゴタが起こらないというふうなご指摘だと思いますけれども、裁判所では、立退き仮処分ですね、それの命令を出すことについては大変、これまでの判例も少ないことであって難しいという判断で和解案を提示したわけであります。その結果、現在に至っておるものですから、仮定のほうでやったならばという仮定についてのご議論は大変しにくいと思っております。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

言うつもりはなかったですけどね、これは1人の裁判官でですね、この問題を論ずるということについてはですね、相当無理があったと思いますよ。あの裁判官ははっきり言えば、自分の立場に何一つ立っていないですよ。町長が仮執行を求めるということはですね、紀北町住民の総意が後ろにあるということですよ。それに対して裁判官が執行に対してできかねる、こんな馬鹿なことはない。あくまでも筋を通してですね、議会でこういう話も出ているということでやればですね、こんなもの、あの裁判官の訳のわからんようなあれなんか吹き飛んでいきますよ。裁判官は有罪にすべきですよ。裁判官は何もかも正しいと思ったら大間違いですよ。ここまできたらですね、議会の総意をもってですね再度やっぱり裁判所にあたるべきだと思いますよ。これは私の意見だけで結構で

す。回答はいりません。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

東澄代君。

16番 東 澄代議員

16番、確かにちょっとお尋ねしたいんですが、町長、前の山本さんと小山さんに対しての所得金額というのは15、16、17年の積算根拠だったんですか。所得の。ちょっと確認なんですけど。そういう話じゃなかったんですか。違うんですか。3年分を割ったと、確かそのような記憶があるんですが、所得は何年と何年の計算だったんですか。

議長

中村課長。

中村高則産業振興課長

質問にお答えします。山本さんについては平成17年度分所得、平成18年度の所得の2ヵ年です。 小山さんについても同じく平成17年度、18年度、2ヵ年です。

議長

東 澄代議員。

16番 東 澄代議員

私また3年分の平均だと思ったんですが、2年分だったら全然赤字がゼロになるんでしたら、その計算で成り立つということですね。318万円というのは。こっちのこの島本さんの希望額は17年所得を2で割り算定というのが本人の希望であって、町の積算は右側の数字なんですよね。そうすると318万円ということの数字で18年は赤字で0円で、17年が317万5,000円、ここの場合は四捨五入して318万円ということで計算したということですね。それでいいんですね。

議長

中村課長。

中村高則産業振興課長

東議員の言うとおりでございます。

16番 東 澄代議員

了解。

議長

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第7号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑を行います。質疑される方はございませんか。

はい、北村議員。

6番 北村博司議員

6番、歳出の8ページ、5款、2目、水産業振興費ですが、その中に使用料及び賃借料が148万円、これは5ヵ月分の地代ということですが、これはなぜ町が地代を払わんなんのか。仮処分の申請をして、立ち退きを求めている側がなぜ払わんなんのか。わかりやすく、私のような物分かりの悪い人間にも分かりやすく説明してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

申し上げます。和解条項の中で第1項ですね、債務者らは債権者に対し、本件施設の管理に係る協定が平成19年9月30日、指定管理期間満了により終了したことを確認するという条項が1つ入っております。それが1つ。裁判所では裁判官が口頭ですが、土地代は町が支払うべきとの見解を示しておりました。それから、これまで地権者と町が土地の貸借関係があってですね、地権者が町へ返還の要求をされてきて、現在、まだ建物が建っておりまして、ご迷惑をかけておるというようなところがありまして、この土地については、地権者と町とが契約をしたのであって町にその継続的な支払う理由があるものと判断いたしました。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

裁判長の口頭というのは、果たしてそれは公的な発言かどうかね。だいたい和解の審尋の話し合いについて非公開だと言いながら、都合のいいところだけそうやって公開するわけですよね。口頭でこう言った。だったら全部公開してください。都合のいい分だけそうおっしゃるんですよ。裁判

官がこう言ったと。非公開という話じゃなかったんですか。極端に言えば、町長が墓場へ持っていく話じゃないんですか、それは。口頭で言ったという話は。私はそのへんで、一方で非公開と言いつつ、こう言ったという話をしてしまうというのもちょっと腑に落ちんし、それと、これまでですね、19年中12月末までに和解が成立して立ち退いてくれれば地代は請求しませんという話があったというのをこれまで説明会で何度もしておられますね。いつのやつだったかされた。だったら、こんなことになるんだったら、今、こうやって解決金を払うんだといって豹変するんだったら、12月中に決着しておけば少なくとも148万円は払わなくて済んだんじゃないですか。ですから、どなたの意見でこうなったんか、町長は私の判断だと言うでしょうけれども、そしたらですね、町長のご判断で12月中に和解せんと、年を超えてやったがために148万円の町に債務ができたんですよ。払わんなんということは債務ですよね、債務をつくったのはどなたなんですか。町民ですか、議会ですか、ご答弁ください。

議長

町長。

奥山始郎町長

この仮処分の命令の審尋はですね、できるだけ早く解決していただく、解決されるのが望ましい とは思っておりましたけれども5回に及んでおりますね。それはまだまだお互いの両者の意見交換 とか裁判のほうのいろいろな判断というものがそれだけ時間がかかったということで、どなたが原 因、どなたがどうでということは申し上げにくい問題だと思います。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

12月中に決断、今決断するくらいなら、こうやって千五百何十万というお金を町民の財産を手放して、2億円から投資して、その移転補償としていただく、これは町民の財産を売ったお金ですから町民の財産ですね。その中から財源はそこですね、148万円、町民の財産を手放したお金を払うんですね。町民の財産ですよ。だから、私はこの責任は町民なんですかと聞いておるのです。12月中に結論が出なければ払わんなん羽目になるというのは町側が知っとった話ですよ。議員は知りませんよ。中には知っとった人もあるかもわかりませんけど、私らは知らない。知らなかったことに議会は、追認すれば責任は出るかもわかりませんけど、町民の責任ですか。町民の財産から払うということは。再度お尋ねします。

議長

町長。

奥山始郎町長

これは町民の責任というわけではなくて、結局、行政側がそうせざるを得ない状況に陥ったということで、結局、行政の責任は私が最終責任ですから、そうなります。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

ですからね、町長は最初から一貫してこの2回の議会で本会議でおっしゃられないのは、そこの 部分なんですよ。ですから、なかなか理解されない。この一連の流れで過去の経過があるにしても ですよ、引き継いで、合併の時にこのお魚らんどの問題についても新町に引き継ぐとなっとったと 思うんですね。ですから、経過については今の紀北町長が過去の問題も責任を負うんですよ。いや、 私はこの2年間だけ責任を負いますよということはありえないんですよ。団体ですから。紀北町と いう団体のトップですから、過去の問題も引き継いでいるわけですよ。ですから、12月31日まで結 論が出ていれば地権者はもういいですよと、実は私のところは迷惑していますがいいですよと、本 来は立ち退いていれば、10月以降にですね、国交省の用地交渉が終わっていたかということになる んでしょうね。ですから、あちらさんの地代、地代というんか、用地買収費が遅れるわけですね。 だから、町の今こんなことにするんだったら、12月中に1ヵ月前に、1月31日の30日ですから1ヵ 月前にこういう和解決定をしておれば払わなくて済んだお金ですよ。よろしいですか。払わなくて 済んだお金ですよ。これは今後これ仮に予算が仮に議決されたとしても、支出負担行為が出せるの か、収入役は支出命令に素直に判を押せるかどうか。支出命令、支出負担行為ができますかね。こ れは町が判断を誤ったがために今、こうやって結果論ですよ、判断を誤ったんですよ。その時私は 正しいと思った。こう行くんだと言った。ところがこの1ヵ月後に方向転換するくらいなら、1ヵ 月前にやっていれば、少なくともこの148万円は払わなくても済んでいるお金です。町長は予算が 通っても支出できますか。支出命令が収入役に対してできますか。収入役は素直に支出できますか。 お二方のご答弁をいただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

また、北村議員の話は原点に戻ってですね、梯子を外さなんだら、こんなことになっていないだろうということでしょう。

6番 北村博司議員

梯子を外すくらいなら、もっと1ヵ月前にどうしてせなんだん。

奥山始郎町長

その時に1ヵ月前にですね、もう同時でですね、私の案を出して、果たしてそこに信頼性とか正 当性はございますやろか。

6番 北村博司議員

知りませんよ。

奥山始郎町長

わからん。そのことをですね、あなたがわからないのにそれを言えますか。私は裁判の審尋5回 やる中で次の審尋の日程を決めるのに相当な時間がかかるんです。双方の。だから、12月までにこ れを決めるわけにはいかないんですよ。議論中ですから。そこはあなたお分かり願いたいと思いま すよ。

6番 北村博司議員

議長、反問権はないんですよ、理事者に。注意したってください。できますかというような質問は禁止されているはずです。

奥山始郎町長

いろんなことあるやん。

6番 北村博司議員

議長、注意してください。議事運営上反問はできません。反問権は認められていません。

議長

質疑以外のことは答えないでください。

奥山始郎町長

質疑と質問ときちんと仕分けしてください。できたら。笑うんじゃないよあなた。真剣だよ本当 に。ですから、支出負担行為は私の責任において議会で議決を得ればできると思っております。

6番 北村博司議員

支出は収入役の責任、あなたの責任じゃないよ。収入役ですよ。

議長

収入役。

川端清司収入役

予算なんですけども、支出負担行為はですね町長がこれ行います。それに基づいてですね、私の 役割としては、それが予算化になって予算が確保できておればですね、その支出負担行為に対して 私は支出をするということが私の役割になっております。ですから、私はその支出負担行為に対し てですね、その部分を拒否ということは、予算がなければ拒否はしますけれども、予算が確定して いる以上はそれは役割として支出しなければならないということでございます。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

15番、前者と全く同じ項目で質問させていただきます。質疑させていただきます。155万1,000円、これは電気保安協会に対する支払いですね。これらは私、戻るんですが、和解勧告の中にも債務者らが本件施設を占有する権原はないんだと明確に謳っているにもかかわらず、こういう保安協会に対する、また用地の賃借料155万1,000円ですか、これを支払うというのがどうしても説明できないんです。説明するというか、いくら説明を聞いても裁判官から、前者にも言われましたけれども口頭で払うようにということがあったかに言われますが、これは155万円といえども大事な支出というんですか、大事な税金からの支出ですから、当然、個人対個人の問題でもありません。そういう観点から見ると、この支出についてはですね、何ら債権者のほうには責任がないと私は言えると思います。具体的に申しますと、2業者の方がいるからこの保安協会にも払わなくてはならないし、地代も払わなくてはならなくなったということだと、私は解するわけなんです。当然、この2業者の方が使ってこられたんですから、地権者との契約も切れてですね、実際には町は何ら負担するような事案でもないのに、この和解勧告に明確に謳われている状況を裁判官にも訴えてですね、これは大事な町民のお金なんですと。そういうものまで払わなくてはならないんですかと。和解勧告の業者に対する補償は別にいたしましても、この予算については食い下がる必要があったんじゃないですか。僕はそのように解するんですが、町長の考えを聞いておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

前者議員にも申し上げたとおり、和解条項の1項で9月30日指定管理期間満了により終了したこ

とを確認するとなっております。つまり、債務者と債権者はこのことによってですね、債務者には 負担の義務は生じないものと、したがいまして、債権者のほうにそれがあるというふうに判断でき ないかと思っております。それからもう1つは、裁判所で口頭でですね、それを踏まえたうえでの 裁判官の町が支払うべきというものをおっしゃっておられるんで、それを受け止めて判断しており ます。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

和解条項の件ですが、本件施設の管理にかかる協定が指定管理者制度の満了により終了したことを確認するのはわかります。そやけど管理にかかるということではありません。不法に占拠しているという、この先ほどの何回も言いますが、本件施設を占有する権原はないのにもかかわらずおられるんですから、当然、その人たちに払ってもらうのが、当然じゃないですか。この和解条項を言われるんですが、本当に僕は腹に落ちた説明とは受け取れないんです。これは当然、業者の方に払ってくださいよと、補償する額から引かせていただきますよと、そこまでいっても何らおかしくない、この155万1,000円ではないかと思うんですが。これは法的に裁判官のほうからもですね、和解勧告の中にきちっと明文化してこの部分は町側が払うべきと考えるというようなことも入っているならともかくもですよ、口頭でどういう格好で言われたんか僕も全然わかりませんけれども、このそれらを全部鵜呑みにするというのはいかがなものかと私は思うのですが、再度お願いします。

議長

中村課長。

中村高則産業振興課長

委託料 7 万1,000円の件なんですけども、中部電気保安協会管理委託料について 7 万1,000円計上 しております。これは山本氏と小山氏が平成19年10月以降も営業を続けておりますので、電気を使 用する関係から電気工作物の設置者である町は電気事業法による経済産業省で定める技術基準に適 合するように維持しなければならないことから、中部電気保安協会に管理を委託する費用を計上い たしました。 7 万1,000円でございます。

それと、地代の件なんですけども、地代については、町が土地所有者と賃貸借契約を締結している関係上、平成19年10月から土地代を払っておりませんでしたので、債務不履行の状態になっております。また、土地地権所有者についても、占有者に対してじゃなく、契約者、町ですね、町に対

して土地代を請求していることから、今回、148万円の予算を計上させていただきました。以上で ございます。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

賃貸契約は切れたれど、そういう意味では地権者と町との契約があったので払うという説明だったと私思うのですが、実際にはですね、この業者の方が仮に退いていただければ何ら問題はなく、こんな支出がなかったわけです。これは誰が見ても分かる話です。しかも、裁判官のほうからの和解勧告が出て、その冒頭にこういう書き方をしてあることを考えると、当然、これを払えと口頭で言われたときにはちょっと裁判官待ってくださいと。私ども町民の大事な税金を預かっている身ですから、この原因は9月末以降の、5ヵ月にも渡る地代等につきましては、これは私ども払わんなんのですかという問いかけをしても当然だと思うんですが、そういう話もなかったんですか。あまりにも安受けというんか、払いなさいということで、はいはいというような感じでは、私はあんまりお金の使い方についてはもっと慎重になるべきだと思うんですが、これはやむを得ないということで、他の和解金と一緒のような扱いで受け止めてきたんかなという気はするんですが、町長、この件について町長の答弁だけお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

この仮処分の審尋についてはですね、もともと我々は払う根拠がないという姿勢だったにもかからずですね、これだけの支出が伴ってきます。そこにいろんな広い意味での見解の相違というものがあるわけなんで、これについても私はあえて反論はいたしませんでした。

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

5番 川端。委託料の63万円の件ですけどね、やはり、町長は当初から一貫してこの件は支払い しなくても良いような事案であるということを言っていまして、このやはり弁護士と裁判官のこの くらいの見解が違うとさね、我々議員、また町民がその弁護士に頼って、今後いろんな諸問題が出 たときに頼っていけるのかというような問題がありますしさね、町長、一貫して弁護士先生を信頼 していることはわかりますんやけど、こういうような見解のものすごい違う弁護士を頼っていかなければならないのか。私は前々から疑念を持っておりますんで、やはり、先ほど町長の答弁にありました行政は慎重にやらなければ大変ですねというご答弁もありましたけどさね、このことに関しても、やはり、また今後ともこの弁護士にずっと頼っていく姿勢なんか、町長、今後またいろんな、今回の案件に関しての反省に立って、やはり、幅広い弁護士もおりますしさね、そういうようないろんな検証をして考えるのか、その点をちょっと。63万円を弁護士に払って、なおかつ1,500万近くのお金もこの弁護士に頼ったおかげで、これ、こんなに払わんなんという結果になったわけですわね。町長は当初、払う必要の問題でもないということに関したら相反する結果になったという弁護士をどこまで頼れるかということは、私は前々からも疑念も持っておるし、おそらく今後においても、町民からもそういうような弁護士に頼っていくということに対して不安をもつと思いますけど、町長、そのへん委託する委託料、また委託する今後においてでもどのような見解をもってこれからの対応をするのか、町長の見解をちょっと。63万円に値するのか、これ。ご答弁を。

議長

町長。

奥山始郎町長

63万円のうち30万円は基本報酬であります。この楠井事務所は当町の顧問弁護士となっております。その中でですね、まずこの法律的な相談をいっぱいやっております。これは無料でやっております。しかし、こういうふうに審尋、仮処分だとか、訴訟だとかになると、いろいろ経費がかかってきます。ケースバイケースですけれども、その事案に応じた弁護士の選び方をいろいろと聞いておりますんで、今後もそういうことについては、基本的にどこまで崩すことなく、柔軟に対応したいと思います。

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

町長、そのお金とかいろんな問題もありますけどさね、結局はそういうことにおいて、負けたというんか、敗訴、いろんな負けることにおいたら、これは莫大なお金を要しますしさね、弁護士に払う委託料以外に大きな金が要するわけですわね。そういうことも考えていただかんと、今後、いろんな諸問題が起きるときに、本当にその弁護士に頼ってええんかということを十二分に認識してやっていただかないと、町長の責任云々だけやなしに、町民がこれは不幸なんですわね。町長、十

分ご認識あると思いますけど、今までの流れでずっとなっていくと、その流れでいくと大変なことになるんやないかという危惧もあります。その点、町長、今後のことも踏まえてどのようにお考えなんか。安いとか高いとかということは別においても、負けたらこれは莫大なかえって安物買いというか、買い物に例えたら悪いけど、後で大変になるということも事実ですからさね、現在、そういうことは経験して、今現在、そういうことになっているんですわね。町長の考えとは全く違う、弁護士は裁判官と異なった答えを出したので、こういうような結果になったと思いますしさね、やはり、そういう点、我々も疑念というか不安を持ちますのでさね、そのへんも解消できるようなやっぱり町長のご答弁もいただきたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のご指摘、忠告、助言等はこれまで議場だけではなくてもあったと思っております。行政と しましても私が責任者としてそれらのアドバイスをよく受け取ってですね、今後も対応したいと思 っております。

議長

玉津議員。

7番 玉津 充議員

使用料及び賃借料148万円ですが、これは昨年の10月から今年の2月の5ヵ月間でよろしいんですね。それで、これがですね、この議案が可決されても和解終了後、3月12日に立ち退きと、その時点でもまだ建物が残っているわけで、それから建物を処分するという形になると5ヵ月じゃなくて3月も入ってきます。通常で計算すれば6ヵ月ということになるんですが、そのへんの5ヵ月というのはどういうことなんでしょう。

議長

町長。

奥山始郎町長

一応、議員がおっしゃるように2月までの地代、土地代ですが、2月中に地権者とうまくいけばですね、和解がきちっと成立していけば国交省との契約方になっていくものと予想しておりまして、それまでの分として計上したものですが、それ以後のことはお願いをしてまいりたいと思っております。

議長

玉津議員。

7番 玉津 充議員

地権者との話し合いでもう2月までの5ヵ月でいいということで進まれているわけですね。それ 間違いないですね。

議長

中村課長。

中村高則産業振興課長

お答えします。地権者の方と電話でやり取りしまして、2月いっぱいということで確認しております。以上です。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

11番、入江です。町長、1点だけ、町長は先ほどですね、前者議員の質問で顧問弁護士にはいろいろとただで相談していると、してくれておるということを言いましたけど、この人は顧問弁護士ですよね、あなた今言ったように。顧問弁護士に対してはただで相談って、顧問料は払っているんでしょう。これは月いくらの割合で払っているのですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

年間45万円です。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

それではね、やっぱりさ、ただでするのは当たり前のことなんです。そして、訴訟になったりいろいろなことがあったら、それに対して費用とまた弁護士費用というのがいるんですよね。町長、それくらいはわかっておるでしょう。さっきの答弁ではわかってないような弁護士をあれするような答弁でしたんで、そこのとこはどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのとおりなんですが、顧問でなかった場合には相当高い相談料というものを支払う可能性が出てきます。それも含めた上での私の答えでした。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

大変高い相談料じゃないんですよ、町長。顧問弁護士ということになれば、相談と訴訟になった ときの別料金というのは、これは当然、町長、仕組みとしてわかっているはずだと思うんですけど ね、町長。

奥山始郎町長

それ以外の方と言いました。

11番 入江康仁議員

違う弁護士をした場合には、私は違う人と違うんさ。この顧問弁護士に対して言っているんで、違う人のことはそれは当然ですよ。相談しに行ったら。だから、私はこの顧問弁護士に対してはただでやってもらっていると、あなたがかばうようなことを言ったから、ただで当たり前ですよと言っているの。だから、いろいろな今までの中で訴訟の中では、そのかわりに相談しに行ったとかいろいろな本当に莫大な経費は出とるわね、今までの違う訴訟に対しては。相談に行ったりと、そういうことも加味しておると思いますけれども、顧問弁護士というのは年間45万円払っているということですね。だから町長、ただで何でも相談できますからそこのところは。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で質疑を終わります。

議長

45分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 34分)

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 3時 46分)

議長

次に日程第7 議案第8号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号)請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

川端議員。

5番 川端龍雄議員

課長にお尋ねしますがね、朝の説明においても二度くらい崩落があったと、私も現場の責任者にもちょっとたまたま会いましたんで聞きましたら、ほん寸前のところで重機2台と人が行き埋まるような状態で、少し小石が落ちてきて待機してから2分くらいあとで埋まったと。十何mかなんか床掘りしてあってといってさね、私はあまり聞いていませんのやけど、設計がね、どのような設計をしたのか。設計業者とそれからその設計にミスがなかったか。大変な現場と聞いておりますし、先ほど、課長にも写真を見せていただきましたら設計した業者とどのような調査をしたか、やはり、そういうような危険性のしたところには大変なこれ今後900万円くらいですか、増額にもなったし、大きな問題がありますのでね、ちょっと設計業者と設計ミスがないか、そのへんちょっとわかっていればご答弁願います。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、設計でございますけれども、16年の災害の時点でですね、設計に関しまして、三重県建設技術センターに相談をかけております。そのうえで現在工事の施工管理につきましても三重県建設技術センターに委託はしております。そのなかでですね、現在というよりも、先ほど私が説明いたしました11月23日のまず崩落でございますけれども、この箇所につきましては、災害の発生時に被災はしておりません。したがいまして、国への災害申請におきましては、この部

分については、工事箇所とは対象外の部分でございます。それと崩落の時点の先ほど議員が言われました危険な状態でございますけれども、私も請負業者から直接話を聞きまして、先ほど、議員が言われましたように崩落の前にですね、少し前兆のようなものがあったということで、監督員が現場の従業員に指示いたしましてしばらく様子を見るようにという指示があったようでございます。そのうち数分の後に崩落があったということで、現場の責任者の適正な判断で大きな事故につながらなかったというふうに判断しております。

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

その設計は三重技術センターが設計したということですか。今、委託しているというけど、その 設計をしたその業者ということは、今、ご答弁がなされなかったけど、委託はしたというけど、そ れはその業者に請け負っていただいたと理解してよろしいんですか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

設計に関しましてはですね、当方の技術者も含めまして技術センターと協議の結果、この工法を 採用したということでございまして、工法そのものは一般的なものでございます。ただそのへんの ところで調査だとか基本的な考えについて技術センターに相談に乗っていただいたりとか、そうい うような経緯でございます。

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

そうすると、先ほどの技術センターというんじゃなしに、この役所の、役所というんか、ここの 紀北町の技術員が設計したという判断でよろしいんですね。そうするとね、そういうような今の岩 石というか、おそらく岩盤だったら崩落はないと、おそらく転石か、そういうようなのと思われま すけどさね、やはり、十分した調査がなされてなかったということがありますし、そういうような 危険性がね、やはりあるから、やはり事前の調査ということが、いろんな現場の方にもお尋ねした けど、いろんなことを聞くことによると事前の調査ということが大切やと思いますけどさね、たま たま今回はそういうようなことで災害がなかってよかったですけど、やはり、この町の職員の設計 だけで調査があまりにもなされていなかったということに対しても、やはり、今後のこの工事を請け負いさすためにはもっと慎重にならなくてはならないというような課長のお考えがあるかどうか、 ちょっとご答弁お願いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、事業でございますけれども、災害復旧ということでございまして、原則的に原型復旧というのが基本でございます。したがいまして、この今回崩落した箇所につきましては、被災の時点で、被災の事実がなかったということで、これは申請からは除外されております。ただ、それと今回崩落した箇所でございますけれども、議員もご存知かと思いますけれども、非常に急峻な地形でございます。したがいまして、その地表のですね、表土がかなり浅い、薄いと申しますか、それと地質そのものが転石といいますか、亀裂の非常に多い岩石が積み重なったということで、そういうことで非常に崩れやすいということで過去にもですね、その周辺で保安林管理道でございますけれども、崩落もございまして、そういうような事態になっております。ただ、議員が言われましたように、今後ですね、こういうことも含めてですね、計画の中には取り入れて申請もしていくべきではないかというふうに考えております。

議長

ほかに質疑される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第4 議案第5号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについてを議題といた します。討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、議案第5号に対する反対討論を行います。

本議案は地方自治法第96条第1項第12号の規定、すなわち和解について議会の議決を得ようとす

るものでありますが、提案の根拠となっております津地裁の和解勧告には非常に納得しがたい疑義があります。まず、指定管理者制度による建物明渡し仮処分申立が和解金支払いに転化したこと。さらに、和解勧告そのものの正当性が明らかにされていないと思います。議会は住民の代表として行政をチェックする立場にありまして、意思決定機関としても住民全体の立場に立って正しい判断を下さなければならないし、また、予算の執行は当然のことながら、税金によってまかなわれるものであります。この基本的な立場から、改めて今回の和解条項を見直したとき、質疑の中でも指摘をされましたように、解明されない点が多くあって納得できるものではありません。和解条項を逐条的に見てみますと、1番で示されている債務者あるいは債権者に対する確認の問題は当然のことであって、これは町の条例、協定によっても明らかにされているところであります。問題は(3)、あるいは(4)で示されました支払い義務云々の問題でありますが、質疑の中でも指摘しましたように地方自治法の第244条の2によって、指定管理者制度は法人その他の団体であって、個人は対象とならない。このようになっております。さらに地方自治は地方自治法を基礎として展開される、これが大原則であります。この基本的立場は逐条自治法等にも序文の中で明確にされております。したがって、町民全体の利益を守るという立場に立ってみましても、また、和解勧告の正当性には大きな疑義が残っております。

さらに本件は指定管理者制度に一種の破綻をもたらしており、今後の町政にとっても大きな不安 を残すものとなっていると思います。この際、私は町政は地方自治法の基本的な精神に基づいて毅 然たる態度でこれを貫いて住民に不安を与えないようにすることが、そのことに力を尽くすのが非 常に大事ではないかと考えます。この点から、今回の和解提案に対する私の反対討論を申し述べま して、第5号議案の反対討論とさせていただきます。

議長

賛成討論される方はございませんか。

玉津 充君。

7番 玉津 充議員

賛成討論いたします。議案第5号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについての 賛成討論を行います。本件は裁判所の和解勧告によるものであることと、また、債権者、債務者、 地権者の利害関係や高速道路の早期開通などを鑑み、このタイミングで和解しないとそれぞれの債 権者、債務者、地権者それぞれに不利な条件になるだろうということが勘案されます。したがって、 このタイミングで和解することが大切だと思いますので賛成いたします。ただし、当事件の原因は 何であったのか。なぜ、このような事態になったのか。再発防止の意味で責任、けじめをつけるための改善案を後日示されることを要望いたします。以上です。

議長

反対討論される方はございませんか。

北村議員。

6番 北村博司議員

議案第5号につきまして仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについて反対の立場から討論いたします。

これまで流会も含めて二度の本会議で相当長時間にわたって議論されましたんですが、私は今回 明らかになった県から改善通知が出ているわけですけれど、平成17年9月29日付けで表題には当該 施設を適正に管理運営されるようお願いしますという表現はやわらかいですが、適正管理を県のほ うから通知を受けている。改善するようにと。ということは、その時点で違法な国の水産庁の補助 基準から外れた運営をされているという違法性の濃い指摘を受けている。それで、その後、急きょ 県から了承を受けたといいますけれども、それは後始末の問題でありまして、無理やり指定管理者 制度に切り替えたところに今回の混乱の原因があったと思います。和解、和解と申されますが、こ こで私はある新聞のコラムを多分町長はご覧になっていると思いますんで、最近のものですが、少 し付け加えたいと思います。南牟婁郡の御浜町のパーク七里御浜ピネの問題ですけれども、これは 県税の延滞金訴訟が最高裁で和解が成立いたしております。県が県税、町が売却した不動産取得税 約3,300万円の延滞金2,760万円を払えという、県が取り立てようという訴訟だったわけ、住民訴訟 ですね。それで控訴審で県が敗訴した。逆転敗訴した。最終的には最高裁でごく最近に和解が成立 したんですけれども、その結果ですね、なぜこんなことが起こったのか、県税の収支の問題は解決 されたけれども、なぜ、こうなったのかという件については、「深い闇に包まれたまま幕が引かれ た」という表現がされている。ある新聞のコラムです。これは実のことをいうと、御浜町が、当局 がですね土地の売買利益で阿田和中学校の改築をやろうとした、いわば不動産業的な発想でやった がためにこうなったと言われています。ところがそれが議会でも明らかにされず、裁判でも和解で も明らかにされないまま幕が引かれたんです。今回も私は合併直前に県からこれは補助金の水産庁 の基準からはずれていますよ。つまり、違法性の疑いが強いですよという指摘を受けながら、それ が議員側から指摘されるまでは明らかにしないまま、本日、この和解金の議決がされ、予算が議決 されたら幕が引かれるんです。ですから、議決されて支払われるかもしれない。しかし、そこでな ぜこうなったかという部分を闇に残したまま幕を引いてはいけないと、町民にとっては大変これは後々そのへんが疑問として残るだろうと思います。ですから、私は本日の質疑の中で町長に、町長の責任において第三者委員会でこれまでの経緯を明らかにしなさいよと申し上げた。これは一つには和解の一つの落とし皿的なものをあえて私は申し上げたんですが、町長は自分の責任で過去の経緯を明らかにする気はないと、第三者委員会、私は町長の責任においてといっているんです。にもかかわらず、自分で調査するつもりがないと、こういうふうに否定された。こうなるとこの後は議会の責任において、じゃあ調査するかということになります。それは100条調査であるか、109条の調査であるか、あるいは監査請求が起こるかもしれません。そういったことで外からとにかく言われる前に理事者の責任において過去の解明をしなさいよと。そうでないと、御浜町のように深い闇に閉ざされたまま幕が引かれたと同じことに私はなるだろうと。誠に残念ながら、この和解の提案については、反対をいたします。以上です。

議長

賛成討論される方はございませんか。

入江議員。

11番 入江康仁議員

私、今回、この議案第5号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについての議案に 対してですね、賛成の立場から論じたいと思います。

賛成するにもですね、本当に苦しんだ中の業者もある、また、地権者もあるという総合的な判断の上でですね、今回賛成させていただくわけですが、特に町長にですね、1つ要望しておきたいことは、さっき質疑の中でもですねしたように、やはり、紀北町の町長という立場、また町長の言葉の重みですね。そういうことを本当に真摯に受け止めて考えていただきたいと思います。その中によって、あなたの言葉の発言によってですよ、今回も本当にこの2業者がいろいろな誤解と中傷で苦しんできました。そういう中でこの質疑の中でもあったようにですね、きちんと面談の上で謝るということをいただいたんで、それを必ず実行していただきたい。そして、もう1つは地方自治法、また、町条例によって損害金を払うことはないと言ってきた。町民ですね、議会並び、議会にはもういろんな説明もやりましたが、一般町民に対しても必ず謙虚な気持ちでですね、素直な気持ちでそれを町民にわかっていただけるようにしていただきたい。そうすればですよ、町長、自ずから、町長のやはりいろいろな発言、いろんな言葉の重みというのはわかってくると思いますんですけど、そこをしてですね、今回、この業者早く和解ができるようにと、私も裁判所の和解条項が出てから

はそのような方向でと業者とも話をしてきております。もう最後の詰めといたしまして、もう一言ですね、業者には面談の上きちんとですね、謝罪をしてやっていただきたい。それだけを付け加えて賛成とさせていただきます。

議長

反対討論される方ございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

19番、奥村武生です。反対の立場から討論させていただきます。一つにはですね、仮処分の申請とですね、その裁判官の和解のですね、中身がもうごっちゃごっちゃになったというですね、何がなにやら収集がつかない状況になっているという、本来、先ほども申しましたけれども、きちっとしたこれからの紀北町を背負っていく意味でもですね、裁判官に対して間違っているんだということはきちっとこれは言わないかん。そしてあくまでも然としてですね、指定管理者グループ上、立ち退かなかったことは事実ですから、これはあくまでも仮処分の申請を結論を出させるべきだと思います。この姿勢が、町長の姿勢がですね、弁護士もですね、町長も飛びついたという姿勢そのものが裁判官を助長させることになったのではないかと思います。

2つ、それから1月7日に勧告の書類、和解の書類を送ってきてですね、これ質問でもしましたけれども、審尋を延ばしてでもですね、ここに十分なこれでいいのかという、町は何も言うことはないのかというきちっとした議論をしてですね、そして、弁護士に対して、このようにしてくれということを言った上でですね、あくまでもこちらの町民の利益を失することのないようにですね、申し入れるべきだったと思います。それを鵜呑みにパッと飛びつくからおかしくなっちゃったんです。これに対しても。この必ずしも和解を飲むとか飲まんとかいう話にならんと思うんですよね。この場できちっとした和解内容を見つめてですね、これは飲めない、これは飲めるというふうにすべきだったと思います。全く町民の利益を優先、相手に言い分を、相手に対して言うことなくですね、飲んでしまったということについては極めて遺憾である。町民の誰もが申しているのはですね、非常に優遇されているじゃないかと。これに対してクレームをつけるということ自体おかしいんじゃないかという、これは1,000人おったら999人までは言うんじゃないでしょうか。

それからですね、和解の中にあってもですですね、裁判官がですね、おかしなことを言っていますよね。2月に国土交通省は金額をはじき出した。そして、町がですね、私の聞き取りによりますと、200万円前後の金ではかわいそうだと。したがって、その何かさらに上乗せする法律はないも

のかと思って探したと。そして、そのために県なり国土交通省にですね、回答が来なかったもんで、 4月1日から8月まで延ばしたと。明解に言っているわけです。そこまで町は業者のことを考えて、 私どももお叱りを受けましたけれども、私もそこできれいに退いてもらえると思ったから、私は3 月の議会で賛成したわけです。非常に甘かったですけども。ところがですね、退かなかった。これ はある町のある管理者、かつての管理者がですね、まず出てもらって、業者が契約にしたがって出 て、8月の9月にですよ、そして、もう裁判の訴状にあがっているわけですから、そこで真摯に話 し合うべきだったと思いますね。業者に対しては。業者はそれを居座ったということ自体が混乱を 招く原因になったと思いますね。もう一旦、裁判の訴状にあがった以上、言い分はいくらでもある んですよ。だから、何もしたる必要はない。はっきり言えば。すごく頭にきているよね、この居座 ったということについて私は。3月の議会で町の説明を聞いて延期するという理由はですね、上乗 せする金額は来ていないと。そのために延長したんだというふうに聞いたわけですから。それでま たなおかつ、和解の中でですね、勧告の中で上積み、5月、6月ですか、上積みの金額したと、当 然のごとく8月31日ですか、出た島本氏については当然払うべき、払われると。そして、国土交通 省が出した金額に対して不満であるからという形で調停申立、これは法律的手続きは誰でも権利の あることですから私は何にも言いません。しかしながら、最後になって和解案の中にですね、その 島本氏に出した、その同等のものを小山氏あるいは山本氏に払うようというようなこんな文言まで 和解案の中に書かれてですね、とんでもない話ですよこれは。フェアじゃないですよ、裁判官は。 こんなね、訳のわからんような和解案に対して断固反対するものです。以上でございます。

議長

賛成討論される方ございませんか。

(発言する者なし)

議長

賛成討論される方ございませんか。

以上で討論を終わり、採決をいたします。

(「反対討論あります」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方。

谷議員。

21番 谷 節夫議員

第5号議案の反対討論をいたします。平成18年の9月から平成19年の9月、1年間の間に確かに 町長も国土交通省に対して、業者側への立ち退き賠償を精力的にやってくれたと私は信じておりま す。まず、基本的に私はなぜ今回のこの5号議案に反対するかといいますと、もともと高速道路と いうのは国土交通省、地元住民の要求も多々ありますが、これは高速道路をつけるということは、 悲願というか、地元の悲願でもありました。しかし、この高速道路をここへ持ってきた。そして、 このお魚らんどは立ち退きをしなければいけないという原因、これは私は基本的に町がつくったん じゃなくって、ここに高速道路が来たからこの原因が持ち上がったと思っております。まず、ここ を踏まえれば、私はこれは町が立ち退き料を出すということを、まずこのことに対して、これは町 民の皆さんは本当に前者議員も反対討論で言いましたが、99%の方たちがおかしいと、その根っこ に、やはり18年の9月に管理指定を契約したとき、そして、3月まではちょっとこの期間では交渉 がつかない、だから、9月まで延ばしたこの6ヵ月間、このことを承知した町長の代理で担当して いた担当課長はお互いに協定を結んだはずです。私は逆にこの担当課長は町長の代理をして9月に なったら立ち退いてくださいよというのを受けて判をもらってきたんであれば、胸を張って、泣き ついてでも町長にこのことはやっぱり課長が仕事をしてきたことを町長は認めてどんな仮処分をし た中で裁判官がこのことについては和解をしなさいと言われても、町長は仕事をした部下に対して もやはり、これは和解に走ってはいけないと私は確信しているのです。町長。ただ、このお金だけ のことで1億円のことだけで町はこのことはいいと和解をして立退いてもらったほうがいいという 少しでも気持ちがあったら、この紀北町はこれからうまくいきません。皆さんもどうか、今回のこ の議決は1億円でこの紀北町をこのまま動かしていくんか、それとも1億円は議員も皆、報酬を貰 わなくてもこれからつくろうじゃないかという気持ちくらいでこの案に反対しないと、紀北町は私 は栄えることがないと思っております。どうか皆さん、よくお考えください。以上でもって5号議 案は反対いたします。

議長

反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で討論を終わり採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 議案第5号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第5 議案第6号 仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

議案第6号 仮処分命令申立の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解について反対討論を行います。端的に申します。これは議案第5号の和解案に基づくものであります。私はこの和解案そのものを指定管理者制度の期間が終了していること、そして、財産のこれまでの運営に疑義があったことに対しては何も触れていないこと。そして、高速道路をつくることを何よりも最優先することへの疑義、そのことで和解を認めることはできません。さらに指定管理者制度は個人と契約を結ぶことができず、お魚らんどグループのようなグループと契約を結んでおります。このような個人への支出は認められません。以上、私の反対討論といたします。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

反対討論される方はございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

すみません違いました。申し訳ございません。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で討論を終わり採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第6号については原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(多数 革 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第6 議案第7号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。 討論を行います。

(「動議」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

議案第7号 平成19年度紀北町一般会計補正予算に対する修正動議を提出いたします。所定の賛成者の署名をいただいております。

議長

ただいま北村議員から出されましたあれを配布させていただきます。

(修正動議の配布)

議長

本件に対しては北村博司君ほか2人からお手元に配布しました修正の動議が提出されました。したがって、これを本案と合わせて議題とし提出者の説明を求めます。

北村議員。

6番 北村博司議員

それでは議案第7号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)に対する修正動議を提出、ご説明申し上げます。予算修正ですので、案を備えて提出させていただきました。上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。修正案の中身であります。平成19年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の一部を次のように修正する。歳入歳出ともに修正する提案でございます。第1条中、1,659万1,000円を1,511万1,000円に、88億435万6,000円を88億287万6,000円に改めます。148万円の減額であります。歳入歳

出補正予算の一部を次のように改める。第1表 歳入、諸収入、補正前の額1億3,200万2,000円、補正額を1,511万1,000円に改め、計も1億4,711万3,000円に改めます。雑入、補正額を1,511万1,000円、計が7,626万円、歳入の小計が補正前1億3,200万2,000円、補正額1,511万1,000円、計1億4,711万3,000円と改めます。歳入合計が補正前に87億8,776万5,000円、補正額が1,511万1,000円、計88億287万6,000円といたします。

歳出であります。2款総務費、補正前の額13億7,990万7,000円、補正額1,504万円、計13億9,494万7,000円、この分は変わりません。総務管理費も補正前、補正額、計ともに変わりません。5款の農林水産業費を補正前の額が4億199万1,000円を、補正額が7万1,000円に改めます。計が4億206万2,000円、水産業費補正額を7万1,000円、計を1億5,577万1,000円に改めます。歳出小計が1,511万1,000円、計7億9,700万9,000円、歳出合計補正額1,511万1,000円、計88億287万6,000円といずれも148万円を減額するものであります。

その次のページは、歳入歳出補正予算事項別明細書であります。歳入歳出ともに148万円を減額するものであります。これについては、今回、修正提案動議を提出させていただいた理由は先ほどの予算の質疑においてですね、148万円をなぜ町が支払わなければならないかという説明が納得できませんでした。このあと町民から多分というよりも、ほとんどの町民が理解できない。一方で立ち退きの仮処分の申立をしておいて居座った方が支払うべきものを町が、原因者ではない町が148万円ものお金を支払わなければならないというのはとても納得されるものではありませんので、減額修正を提案するものであります。以上で説明を終わります。

議長

以上で説明を終わります。質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、原案について賛成討論される方の発言を許します。

(発言する者なし)

議長

次に原案について反対討論される方の発言を許します。

(発言する者なし)

議長

次に修正案について賛成討論される方の発言を許します。 奥村議員。

19番 奥村武生議員

討論を行います。先ほども申し上げましたけれども、これはきちっとしたですね、町との契約に 業者は判をきちっと押しているわけです。したがってですね、これは審尋の中でもですね、このこ とも明解に述べておられると思いますし、これ居座った者が払うべき筋合いのものと私は思います。 これは本当にここまで落ちたらですね、本当に腐りきった議会だと町民から必ず批判を浴びると私 は思います。以上です。

議長

ほかに修正案について賛成討論される方はございませんか。 中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

修正案に賛成する立場で討論を行います。原案についてはですね、質疑もさせていただきましたように、この地代の5ヵ月分、これについては本当の原因というのは業者の居座りということしか考えられません。裁判所のほうも、裁判官のほうの和解勧告にいたしましても、債務者らにお魚らんどの何回も言いますが、施設を占有する権原がないという言葉がきっちりと入っております。そういう意味では延びた部分についてはですね、町民の税金を使うことは私は本当にやってはならない行為だと考えるわけで、この修正案については148万円の減額、これが適切であると私は考えるものであります。よって、修正案に賛成する立場で討論を終わります。

議長

ほかに修正案について賛成討論される方、ございませんか。 谷議員。

20番 谷 節夫議員

修正案に賛成討論いたします。よく質問の中で業者も地主さんもすべての人がもちろん町民であります。これは私もよく理解しております。と言いますのは、先ほどの反対討論でも言いましたが、やっぱり紀北町民は争いごとのないすべて穏便に解決をしていって、一人ひとりの町民が安心で安全な町をつくっていくという気持ちが、これが皆含まれております。しかし、私は基本的に一番最

初からレールを外れて走っていると、最後までこうしたことが持ち上がってくるわけなんですね。

議長

谷議員、あなたはこの修正案の発議者になっているので、奥村さんの時に注意するのをうっかり しておったんやけど、発議者でございますのでできれば、討論はちょっと控えていただきたいと思 います。

20番 谷 節夫議員

これは不勉強で申し訳ございませんでした。これは素直に。

議長

ほかに修正案について賛成討論される方、ございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で討論を終了し採決いたします。

お諮りいたします。

まず、本案に対する北村博司君ほか2人から提出された修正案について賛成の方は挙手願います。

(少 数 举 手)

議長

挙手少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案についてをお諮りします。

原案に賛成の方、挙手願います。

ちょっと事務局長のほうから説明させます。

中野直文議会事務局長

説明させていただきます。先ほどお諮りしたのは修正案に対しての採決を行いました。今回は原 案に対するものですので、修正案に賛否関係なしに、今度は挙手を諮るということでございますの で、その点、ご理解ください。

議長

ちょっと暫時休憩いたします。えらいちょっとわからなかったようなので。

(午後 4時 40分)

議長

休憩前にひき続き再開いたします。

(午後 4時 50分)

議長

暫時時間の延長をいたします。

議長

先ほどの議案第7号について、賛成の方、挙手願います。

(多 数 挙 手)

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

先ほども採決を採って、今、採り直したが、一時不再議の原則に反しませんか。

議長

先ほどのは決定いたしておりません。両方挙げなかった人があったもんで、説明が不十分やった のかなということで暫時休憩を取らせていただきました。

6番 北村博司議員

それだとですね、説明不十分ということは、採決についての修正案が出たときの議員は十分理解 していなかったということになるわけですね。

議長

いやいや、両方挙げていなかったということで私は。

6番 北村博司議員

両方挙げないこともありうるわけです。1円も払うなという主張があるかもわからんよ。両方挙 げないということもありうるんで、これで採り直すというのは、私は一時不再議の原則に反すると 思います。

議長

私の見解としては、まだ決定して、

6番 北村博司議員

同一会期内に2回採決を採ったらあかんはずですよ。

議長

決定を下したわけじゃないので、私の判断としてはそれでいいと思います。

挙手多数でございます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第7 議案第8号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割14号)請負変更契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で討論を終わり採決いたします。

お諮りいたします。日程第7 議案第8号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

議長

次に日程第8 沿岸漁業活性化構造改善事業(地域産物展示販売施設)に関する事務の調査に関する動議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

19番 奥村です。提案の説明をいたします。先にですね、北村議員が深い闇だというふうな言葉をおっしゃられましたけれども、そこ以上にですね、今回のお魚らんど海山の平成8年度から現在に至るまでの中身については、まさに深い闇に包まれていると思います。総論的にはですね、前に申し上げました経緯があるとは思うんですけども、例えば、1つの団体におきましてはですね、例えば、漁業組合しかり、このあれでしょう。この補助金をやってですね、漁業組合の総代会で否決されたわけです。あるいは私の所属していた合唱団についてもですね、どこでも1年に1回は今までの運動を振り返ってですね、良かったかどうか討論するわけです。しかしながら、行政はそういう討論はしないわけですよ。行政は自分でやったことですから、やってあとで気がついてもですね、これは間違っていたと絶対に言わないわけですよ。その結果、こういう補助金のですね、訳のわからん補助金が、

議長

奥村議員、討論じゃなしに、提案に対する説明をお願いしたいと思います。あなたが提出された。

19番 奥村武生議員

調査事項、本議会は地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の規定により、沿岸漁業活性化構造改善事業(地域産物展示販売施設)の事務に関して次のように調査を行うものとする。

- (1) 地域産物展示販売施設に関しての事業の計画から、現在に至るまでの経緯に関する事項
- (2) 本施設の管理運営に関する事項
- (3) 本施設に対する予算執行の適否に関する事項
- (4) 本施設に対する指定管理者の指定にあたっての手続きの適否に関する事項
- (5) 本施設についての紛争から和解に至った経緯に関する事項

2 委員会の設置

本検査並びに調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第2条の規定により設置された委員7 人からなる産業建設常任委員会に、これを付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査等を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記常任委員会に委任する。

4 調査等の期限

産業建設常任委員会は、1に掲げる調査等が終了するまで閉会中もなお調査等を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は既決予算内とする。

平成20年2月8日

奥村武生

賛成者 北村博司

賛成者 谷 節夫

以上でございます。

議長

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑される方、ございませんか。

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

2点行います。地域物産展示販売施設に関する事務の調査に関する動議なんですが、この施設に つきましては、いろいろ疑義もありましたが、今回、改めてこういう事業は今は行われていないわ けですが、今回、提出される目的というのがこの中でちょっとわからないところがあってお尋ねし ますというのと、

あと、産業建設常任委員会に付託するということになっているんですが、賛成者の中に北村産業 委員長が含まれているのはいいのかどうか、そこらへんのところもお尋ねします。 賛成議員となれ るのか。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

今やる意味については私が先ほど申し上げかけたことなんですけども、団体というのはですね、 先を見通す場合に今までのことを総括をしましてですね、これで良かったか、悪かったか、悪かっ た部分は何なのか、良かった部分は何なのかということを総括してですね、進んで初めて展望が開 けるものであることは間違いない事実なんです。にもかからずですね、ここまで例えば、両町合わ せて146億からのですね、負債をつくってきた、そして、なおかつまた身動きが取れなくなったか ら合併によってですね、特例債をあてにして、またさらに突き進もうとしている。この財政再建一歩手前までも押し込んだ原因の一つでもあるわけです。そういう点でもですね、深い闇に包まれた、このことを解明することによってですね、解明しなければ紀北町の将来は開けないのではないかと考える次第であります。皆さんにはご存知のないことも随分あるんじゃないかと思います。例えば、平成10年度ですか、平成9年度、鮮魚部がですね、撤退をしてですね、食堂と鮮魚部分が撤退したので、そこに海山漁協が入ったわけです。じゃあ、海山漁協がこの3,500万円ものですね、食堂建設を要請したのかどうかという、これについたって、非常にこう闇の部分じゃないかと思うわけです。事実上運営してきたのはですね、これ島本水産なんです。そこに何らかの要素が前執行部に何らかの要素が働いたのではないかと言わざるを私は得ないわけです。あるいはですね、ガス、電話、地代等負担し続けたこととかですね、あまりにもこの2億6,000万円のうちですね、

議長

奥村議員、近澤議員の質問に対してだけ答えていただきたいと思います。

19番 奥村武生議員

そういう理由で、かつてのことをあまりにも膨大な2億数千万円のことに対してもメスを入れないと、町の将来がないのではないかというふうに考えるわけです。それから、北村博司氏については、私は別に異存はないのではないかと思います。法律上問題はないのではないか。以上です。

議長

中野事務局長。

中野直文議会事務局長

提案者、賛成者について事務局からお答えさせていただきます。やはり、委員長であっても、議 長であっても一議員ということで会議規則上、議案を提出するということはできますけど、やはり、 そこのところはいろいろ役職をもってご理解をお願いしたいという程度でございます。

議長

ほかに質疑される方ございませんか。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

この動議ですね、いわゆる議会の調査権発動によるですね、動議ということなんですけども、現在、今朝ほどらいからのですね、臨時議会における議案の審議が行われ、この地域物産展示販売施設の問題についてもですね、すでに和解勧告に基づくにですね、和解が可決をされて、これから撤

収、撤退という形にですね、なっていくという時期でもあります。そういう点から見てですね、一般的に言って、過去のこの施設についてのですね、運営について調査することは一般論としてはありうると思うのですけども、この時期にですね、改めて本件についての調査権の発動まで行ってですね、特別にこの委員会を、100条委員会を設置してですね、やるということについてですね、今の説明ではですね、少し理解ができないと思うんですが、その点について十分踏まえたうえでの動議になっているのかどうか。その点、提案者のほうからもう少し説明できますか。北村議員から、不規則発言みたいなものがありますけれども、もちろん100条委員会として特別委員会を設置する方法と常任委員会にそれを委任するという方法があってですね、本件は常任委員会に委任するということになっているんですけれども、それはこれに書いてあるとおりでわかっておるんですが、その議会のね、議会として調査権を発動してですね、このように委員会に委任してですね、調査をする目的、また、この時期にですね、これが必要かどうかについて提案者からの説明を求めたいということです。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

私は先ほども何回も申し上げておりますように、この補助金の趣旨に沿って運営してきたとはとても考えられないということなんです。そういう点では、国民の税金が、あるいは町民の税金がですね、血と涙と汗の結晶が正しく町民のために使われてきたのかということをですね、明らかにすることこそ議員の責務と考える次第であります。以上です。

議長

他に質疑される方、ございませんか。

入江議員。

11番 入江康仁議員

奥村先生にお尋ねいたします。あのですね、この提案趣旨はよくわかるんですけども、先ほどもこのお魚らんどは、もう今回で高速道路の立ち退きで終わろうとしている。その中で旧海山町時代からのことですよね、これ。その中で今回奥村議員の気持ちはよくわかるんです。わかるけど、これは議会やっぱり多数決であるんで、仮にこの否決された場合ね、あなたは1人でもこれを正しいと思う中で調査権がある、あなたの持っている調査権の中で調べて、仮に今回否決されてもあなたは法廷の中においてでもやろうという気持ちはございますか。そこのところちょっと明解に。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

ご理解いただきありがとうございます。先生とまで言われまして恐縮しております。私は一旦言い出した以上ですね、この問題については徹底して調査を町議会議員としてのできる範囲でですね、徹底して調査をし、住民の皆さんに明らかにしてですね、審判を仰ぐつもりでございます。以上でございます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

議員としての持っておる中の奥村議員の調査の中でですね、いろんな資料等のものも出てくると思うのですね、やっているうちに。ただ、それは議会で今提出したけど、否決された場合、否決された場合、あなたは個人でも議員として、そして、このやはりいろんなメスを入れなければとあなたは言ってますから、黒いメスか、白いメスかどうかわからんけど、それに対してはあなたは法廷にとってでも、やろうという法廷裁判です。裁判をしてでもあなたはやろうとする気構えがあるんですかと、そこだけ聞かせてください。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

裁判をやってまでやることは考えておりませんが、弁護士と相談する予定でおります。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

やはりね、奥村議員、あなたの言っていることは立派であるし、これはやっぱり私も同感するところはあります。しかしね、ここまでやろうと言って議員にも賛同を得ようと思うんだったら、賛同を得られない時も自分の考えも主張も持っている。あなたは今言ったように、僕は裁判までやるんですかと言ったときに、やるよというくらいの気構えがあったらいいけど、ないんだったら、あなたこれ解明できないよ、1人で。そこはどう、そこでもやれると判断ありますか。ちょっとそこを答えてください。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

それなりに解明できると思っております。このきちっと資料を取り寄せてやれば、すべての資料 を取り寄せるつもりではおりますけども、それなりに解明できるのではないでしょうか。以上です。

議長

ほかに質疑される方、ございませんか。

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

提案者にちょっとお伺いします。特にこの100条委員というのはですね、ここに問題提起されている調査事項が5項目にわたってありますが、かなり総花的な内容でですね、特に100条委員会というのは行財政上の重大な事件や特殊な政治問題等が発生した場合、また、あるいは決算その他重要な案件の審査をする場合など使うものだということで、ちょっとこの議員必携にもあるんですが、実際にはですね、この中で今回のお魚らんどの解消にあたりね、今までのことを総花的に財政面、管理運営面、そんなものにずっとあたって調査するというのは、焦点をあててね、ここの部分、例えば、今回の仮処分についてどうなんだと、和解に至った経緯、ここの部分についてきちんと調査するんだということならわかるんですが、これ全般というと相当な事務量になりますし、もう少し調査を絞ってする考えはなかったのかどうか、その点をお聞きしておきます。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

総力を挙げてですね、不明瞭な部分にメスを入れるために総力を挙げることは議員の責務であると考えます。これは毎日やっても、私は議員は毎日出て常勤でやっても然るべきじゃないでしょうか。どれだけの住民の皆さんが苦労しているか、例え15万や20万であってもですね、これは議員としてもらっている以上、総力を挙げるべきじゃないでしょうか。以上です。

議長

ほかに質疑される方、ございませんか。

(発言する者なし)

議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し採決いたします。

お諮りいたします。この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(少 数 挙 手)

議長

挙手少数です。

よって、沿岸漁業活性化構造改善事業(地域産物展示販売施設)に関する事務の調査に関する動 議は否決されました。

議長

これで本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

臨時会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、議決賜りました案件は、行政庁が行った行政上の許可や処分に対し、該当者から不服申し立てがあり、その結果、最終的には和解により解決を図ろうとするものでありました。この度、町民への説明と理解を得るために、議会の議決を求めることになったものでありますが、この原因の一つには、問題に対する認識不足や取り組み姿勢の甘さから生じた事件でもあると判断するものであります。昨今の議会においても、議員から施設の設置許可等に関する行政側の処分に対し、数々の問題点が提起されておりますし、また現実的にも、町が行った行政上の処分について、町民に対して不安を与えるような結果ばかりとなっております。このような現状を真摯に受け止め、今後においては、行政上の許可や処分等の執行にあたっては、周到なる注意を払われ、適切な運用を進めていただくよう強く要望してやまない次第であります。

また、議員各位におかれましては、本日は議案の重要性に思いをいたされ、終始極めて真剣なご

審議により、それぞれ適切妥当な結論を得ましたことに深く敬意を表しますとともに心より厚くお 礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

簡単ではございますが、臨時会閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

ここで奥山町長よりご挨拶がありますのでよろしく。

奥山町長。

奥山始郎町長

本日の臨時会におきましては、先般、流会という大変行政側の不手際、説明不足がありまして反省したところでございますが、本日、5時を過ぎるまでですね、皆様のこの4議案に対する極めて熱心なご審議をいただき、そして可決をいただいたことについては、誠にありがたく心より御礼申し上げるとともに感謝をいたします。ありがとうございました。このようなことがあって、私どももですね、この議会の記憶が心に刻まれたものであろうと認識をしております。このように議会の存在の重要性、行政のまた執行するに及んでのいろいろな配慮、法的な整備、整備というか勉強ですね、それ等も深く認識して今後とも努力してまいりたいと思いますんで、よろしくご指導、ご鞭撻のほどお願いいたします。簡単ですが、ご挨拶といたします。ありがとうございます。

議長

どうもありがとうございました。

議長

それではこれにて、平成20年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午後 5時 15分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年&月'日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 垣内唯好